

総務教育常任委員会資料

(平成25年11月27日)

〔 件 名 〕

- ・ 第3回人口・活力対策チーム会議の開催について 【企画課】・・・1
- ・ 第2回住もう好きです鳥取未来会議の概要について 【企画課】・・・2
- ・ 第4回中海会議の概要について 【企画課】・・・4
- ・ 第2回政策戦略会議の開催及びパブリックコメント等の実施について
【企画課】・・・5
- ・ 平成25年度中国地方知事会第2回知事会議の結果について
【企画課】・・・12
- ・ 平成25年度第1回中国地方産業競争力協議会の結果について
【企画課】・・・28
- ・ 第23回中四国サミットの概要について 【企画課】・・・36
- ・ 関西広域連合委員会・連合議会・近畿地方産業競争力協議会等について
【企画課】・・・42
- ・ 次期関西広域連合広域計画について 【企画課】・・・46
- ・ 2021年ワールドマスターズゲームズの関西開催の決定について
【企画課】・・・49
- ・ 全国知事会議の概要について 【企画課】・・・52
- ・ 鳥取力創造運動支援補助金（3次募集分）の審査結果について
【鳥取力創造課】・・・64

未来づくり推進局

第3回人口・活力対策チーム会議の開催について

平成25年11月27日

企 画 課

2040年(平成52年)に鳥取県人口が約44万人に減少するという推計が発表されたことを踏まえ、人口減少による影響と課題、その対策について検討するため、未来づくり推進本部に「人口・活力対策チーム」を設置し検討を進めており、第3回目となるチーム会議を下記のとおり開催しました。

記

1. 会議開催概要

- (1) 日 時 11月14日(木) 午後3時から4時30分まで
- (2) 場 所 第4応接室
- (3) 出席者 副知事(チーム長)、各部局長、東部振興監、総合事務所長、日野振興センター所長、教育長、病院局長、警察本部警務部総括参事官 他

2. 議事概要

「人口・活力対策プラン(仮称)」(素案)について

- ・プランに記載する「対策の方向性」について、不足する分野や力を入れる分野等について検討した。

[主な意見]

- ・女性や高齢者の活躍を後押しする施策が不足。高齢者は地域貢献の中心になってもらいたい。
- ・Uターンして起業する若者の支援や障がい者の雇用支援も必要。
- ・半農半Xのような組み合わせる働き方を観光業等を組み合わせる魅力的に打ち出せないか。
- ・移住はもっと上を目指すべき。市町村へのケアを含めオール県庁で考えていかななくてはならない。
- ・県外から従業員を採用する地元企業にインセンティブを設けることや、教育資金の融資を受けてUターンした者に利息分を給付することなども考えてはどうか。
- ・起業支援制度を他県と比較して示してはどうか。
- ・建設業へ就業を希望する若者が減少しており、技術者不足を危惧している。
- ・第一子の出生が減っており、晩婚化への対策などに行政が積極的に打って出る必要がある。
- ・過疎化する地域の生活向上にはICTの利活用が重要。
- ・生活困窮者の自立支援は今後力を入れる必要がある分野。
- ・生活、施設、行政サービスなど、これまで“分化”してきた機能を“複合”化することが重要。

3. 今後の予定

11月24日(日)に第2回住もう好きです鳥取未来会議を開催し、「人口・活力対策プラン(仮称)」(素案)について専門的な視点から助言を得たうえで、県民の皆さんに広くご意見を伺い、年度末を目途に本プランを策定する予定。

また、「対策の方向性」の中で、対策が急がれる項目については予算化を検討する。

第2回住もう好きです鳥取未来会議の概要について

平成25年11月27日

企 画 課

2040年(平成52年)に鳥取県人口が約44万人に減少するという推計を踏まえ、人口減少による影響と課題、その対策について検討するにあたり、専門的知見、大局的視点での助言を得ることを目的として「住もう好きです鳥取未来会議」を設置しており、第2回目の会議を下記のとおり開催しました。

記

1. 会議開催概要

- (1) 日 時 11月24日(日) 午後2時～4時
- (2) 場 所 ホープスターとっとり
(鳥取市永楽温泉町5.56番地)
- (3) 出席者 委員(一覧表を参照)、副知事、未来づくり推進局長、地域振興部長、福祉保健部長、子育て王国推進局長 ほか

2. 意見交換の概要

事前に送付した「人口・活力対策プラン(仮称)」(素案)の対策の方向性について意見交換を行った。
(※報告事項「第3回人口・活力対策チーム会議の開催について」の添付資料を参照)

<主な意見・提案>

- ・網羅的でメリハリがないので優先順位付けが必要。鳥取県の強みを活かすことを強調すべき。[各委員共通]
- ・このプランを誰に見せたいのか、県民か、県外か、県外に出ている県出身者か、明確となっていない。[松谷座長・谷本委員]
- ・不妊治療などの出生支援は人口減少でなくても必要な課題なので、社会減対策(高卒後の流出防止、Uターン対策、移住の3点)に力を入れるべき。雇用の場が必要で、新たな農業を興すファンドづくり、文化芸術を含むコンテンツビジネスのためのファンドづくり、観光面での雇用創出の3本柱が考えられる。[田中委員]
- ・方向性の議論と行動計画(実施主体、スケジュール等)の議論は区別するべき。教育費や自動車交通費などの家計負担に対する視点が欠けているのではないか。農業は、海外に打って出ることや食品加工業の振興など、全体の底上げが必要。前期高齢者を現役世代に取り込むことが必要。[坂本委員]
- ・短期、中期、長期の視点を持って、中長期は時間をかけて研究をすべき。グローバル化の視点が弱い。収入が少なくても暮らせる地産地消型の経済循環が必要。知的基盤を育てる面が弱い。[谷本委員]
- ・鳥取の暮らしやすさを動画サイトを作ってPRしてはどうか。鳥取暮らしを表すキーワードが必要。農業による癒し効果のPRや女性の登用を進める管理職「イクボス」のネットワーク化で知恵を活用してはどうか。[渥美委員]
- ・まんが王国などの鳥取県が全国に打ち出している分野と連携してはどうか。県民が何に対して幸せを感じるのか聞いてはどうか。[上田委員]

- ・イメージが湧きにくいので、暮らし方、働き方、余暇の過ごし方など人間の行動分野で区分してはどうか。[松谷座長]
- ・2010→2040年の人口構造の変化を全国と中国5県で比較した結果、政策の緊急性としては、若い男女が都会に流出する問題への対処が最優先で、少子化対策はその次の問題。生産年齢人口の人口比の縮小と老年人口の増加が他県と比較しても大きく、県経済の縮小と行政の財政収支の悪化の恐れが高い。大きな課題に対策を打つことが戦略となる。[松谷座長]
- ・一つは地域経済をどうするか。地域経済をしっかりさせて働き口を創らないと、暮らし方とか働き方の議論にならない。もう一つは財政収支の問題。行政の効率化が必要。中央から配分される金を外に出さずに循環させることが重要。需要を如何に創るかが課題で、例えば、地元産品の流通は地元が担い、県民は地元産品を買うことが考えられる。地域の食糧自給率を上げることも必要。[松谷座長]
- ・県民は厳しい現状の中で工夫しながら生活しているが、鳥取県にどんな危機が目の前にあるのか知る方法を持つことが必要。県民が感じていることをどう反映していくか考えないといけないし、私たち県民も積極的に声を上げるべき。[岩世委員]
- ・県庁だけで済む話ではなく、民間がもっと危機感を持たなければならないと感じる。地域の官民挙げた取り組みが必要。[田中委員]
- ・プランは県民と一緒に創っていくものだし、厳しい現実をはきちんと県民に伝えることが必要。[谷本委員]

3. 今後の予定

住もう好きです鳥取未来会議の意見を踏まえて素案を修正し、県民の皆さんに広くご意見を伺い、年度末を目途に本プランを策定する予定。

【出席委員一覧】

氏名	所属	※敬称略
渥美 由喜 (あつみ なおき)	(株)東レ経営研究所ダイバーシティ&ワークライフバランス研究部長	
岩世 麗 (いわせ れい)	鳥取短期大学 大学間教育連携推進室 ソーシャルラーニングプロジェクト ソーシャルラーニングコーディネーター	
上田 理恵子 (うえだ りえこ)	(株)マザーネット代表取締役社長	
坂本 誠 (さかもと まこと)	全国町村会総務部調査室長	
田中 仁成 (たなか きみなり)	(株)新日本海新聞社執行役員編集制作局長	
谷本 圭志 (たにもと けいし)	鳥取大学大学院工学研究科教授	
松谷 明彦 (まつたに あきひこ)	政策研究大学院大学名誉教授	【座長】

※鈴木委員(国士舘大学)及び西村委員(鳥取環境大学)は欠席。

平成25年11月19日に開催した「中海会議」の第4回会議の概要は、次のとおりです。

- 1 日 時 平成25年11月19日(火) 午後2時30分～4時30分
2 場 所 ホテル白鳥(松江市)
3 構 成 員 国土交通省中国地方整備局長、農林水産省中国四国農政局長、鳥取県知事、島根県知事、米子市長、境港市長、松江市長、安来市長
<オブザーバー> 環境省(中国四国地方環境事務所長)、防衛省(美保基地整備部長)

4 概 要

(1) 中海及び境水道の堤防、護岸等の整備について

- 部会「中海湖岸堤等整備に係る調整会議」(事務局：中国地方整備局出雲河川事務所) から、中海湖岸堤整備事業の進捗状況等について報告があり、意見交換を行った。
- 斐伊川水系河川整備における治水対策3点セットのうち、ダム(志津見、尾原)、斐伊川放水路の2点が完成したが、下流の大橋川改修及び中海湖岸堤整備は、大橋川拡幅の前に中海湖岸堤を先行するという整備手順について、改めて国土交通省中国地方整備局に確認を行った。
 - ・短期整備箇所(西工業団地貯木場、旗ヶ崎、米子港)は、今年度内の工事着手に向け取組む。
 - ・短中期整備箇所は、大橋川下流拡幅箇所が完了するまでに前倒して整備していく。
 - ・中期整備箇所は、大橋川上流拡幅箇所が完了するまでに前倒して整備していく。

(2) 中海の水質及び流動について

- 部会「中海の水質及び流動会議」(事務局：島根県環境政策課) から、水質測定結果や水質改善のための取組みの報告を行い、今後も対策を進めることとした。

[主な報告]

- ・水質測定結果として、COD(化学的酸素要求量)、全窒素、全りんのいずれの項目も環境基準を達成していない。
- ・最高地点では、長期的にはCODはおおむね横ばい傾向、全窒素、全りんは低下傾向である。ここ数年は、COD、全窒素は横ばい、全りんはやや上昇傾向である。
- ・平成24年度水質測定結果は、宍道湖からのアオコ流入の影響が見られた。
- ・これまでの米子湾流動調査、底質調査、流入負荷量調査等の検証・分析を行い、今後も関係機関と連携し、具体的な水質浄化対策の検討を進める。

[主な意見]

- ・米子湾に限らず、中海全体の水質改善につながる対策を期待する。
- ・両県が連携して実施している海藻刈り事業を来年度以降も継続することを要望する。
- ・サルボウガイの養殖に適した底質環境を目指すための調査を期待する。
- ・各種調査を分析し、水質改善に向けた戦略的・全般的な対策を講じる必要がある。

(3) 中海沿岸農地の排水不良について

- 「中海沿岸農地排水不良ワーキンググループ」(事務局：米子市農林課) から、排水不良農地(米子市崎津内)の工事残土を活用して客土を行ったモデル事業の進捗状況等について報告があり、今後も、排水不良農地に効果的な対策を検討していくことを確認した。

(4) 中海の利活用について

- 「中海の利活用に関するワーキンググループ」(事務局：鳥取県未来づくり推進局) から、利活用策として検討したアイデア(中海産食材を使ったメニューのPR、中海周遊サイクリングコースの設定、EVカーでのエコツアー推進等)について報告があった。EVカーに必須となる急速充電器の設置など若干両県の普及具合が異なっている部分もあるので、民間も含め関係機関と連携を図りながら、両県で歩調を合わせて取組を進めていくこととした。
- 鳥取県水産試験場から中国地方整備局が造成を進める浅場を活用し、平成24年度～3年間の計画で行っている水産資源(マハゼ)の回復調査について状況報告が行われた。

(参考) 中海会議とは 平成21年12月19日に締結した鳥取、島根両県知事の「協定書」の趣旨に鑑み、沿岸住民の生命と財産を守り、美しい中海の自然環境を次代に引き継ぐため、新たに中海の水に関する諸問題を協議検討するため設置(H22.4.22)した会議。

第2回政策戦略会議の開催及びパブリックコメント等の実施について

平成25年11月27日
未来づくり推進局企画課

平成26年度当初予算編成に係る第二回政策戦略会議を以下のとおり開催しました。
また、平成26年度政策戦略テーマ（とっとりの未来づくりに向けた新たな政策課題・方向性）について、パブリックコメント及び県政参画電子アンケートを実施しています。

1 第二回政策戦略会議の開催概要

(1) 会議日程等

ア 日 時 平成25年10月16日（水） 午前10時～11時
イ 場 所 第四応接室（県庁本庁舎）
ウ 出席者 知事、副知事、統轄監、各部局長ほか

(2) 議事概要

平成26年度当初予算編成に向けた、政策戦略テーマ（案）（「とっとりの未来づくりに向けた新たな政策課題・方向性」）について確認すると共に、テーマ（案）に対応した具体的な政策アイデアなどについて意見交換を実施しました。

○政策戦略テーマ・方向性（案）

- ・障がいを知り、共に生きる
- ・経済の腰折れリスクの克服 ～ 国の経済転換への対応 ～
- ・打って出る大交流時代
- ・地域に活力・儲かる農林水産業
- ・思いきり頑張れる“とっとりスタイルまちづくり”～スポーツやアートの力による地域づくり～
- ・安心とっとり暮らし
- ・女性や高齢者がいきいき活躍、安心地域づくり
- ・みどりの国とっとり ～ 自然と共に生きる ～
- ・子どもたちの未来のための教育・子育ての充実

○会議により、今後も検討を深めることとなった主な事項

- ・今回の政策戦略項目は仮置きであり、政策の柱は今後も議論を重ね再検討する。
- ・重度障がい児・者等の地域生活支援について病院との話し合いにより検討を深める。
- ・農商工連携について組織的な対応が可能な仕組みづくりを検討する。
- ・将来的なパラリンピックの開催や、全国障がい者芸文祭を契機とした、特別支援学級のスポーツ活動や、文化芸術活動の充実強化について検討する。

2 パブリックコメント及び県政参画電子アンケートの実施

平成26年度の政策戦略テーマについて、パブリックコメント、及び県政参画電子アンケートを実施しています。

頂いたご意見は、「第3回政策戦略会議」における議論の参考とすると共に、各部署における政策戦略事業の予算要求の参考とします。

(1) パブリックコメントの概要

ア 期 間 11月11日（月）から12月6日（金）まで
イ 内 容 県が新たに、又は重点的に取り組むべき政策テーマ、あるいは具体的な事業、取組のアイデアについての意見募集
ウ 募集方法 電子メール、郵送又はファクシミリでお寄せいただくか、県庁県民課、各総合事務所県民局、県立図書館の窓口に募集チラシを配置

(2) 県政参画電子アンケートの概要

ア 対 象 県政参画電子アンケート会員 469名
イ 期 間 11月18日（月）から12月6日（金）
ウ 募集内容 ①これまでの取組で評価できる分野
②重点的に力を入れるべき、又は取組が不足している分野
③追加が必要と思われる政策テーマや、具体的な事業のアイデア

3 今後の予定

○第3回会議の開催（12月中旬頃の開催予定）

- ・政策戦略事業内容について議論
- ・本会議開催の後、各部署は政策戦略事業の予算要求に着手

とっどりの未来づくりに向けた 新たなテーマ・方向性（案）

【期間】

平成25年11月11日(月)～12月6日(金)

この(案)に記載の項目や内容は、今後、ご意見を頂き、
追加・修正するための「たたき台」です。

とっどりの未来づくりに向けた 新たなテーマ・方向性（案）

たたき台

とっどりフロンティア2014 ～とっどりの未来へのチャレンジ～

- 障がいを知り、共に生きる
- 経済の腰折れリスクの克服
～ 国の経済転換への対応 ～
- 打って出る大交流時代
- 地域に活力・儲かる農林水産業
- 思いきり頑張れる“とっどりスタイルまちづくり”
～ スポーツやアートのかによる地域づくり ～
- 女性や高齢者がいきいき活躍、安心地域づくり
- 安心とっどり暮らし
- みどりの国とっどり
～ 自然と共に生きる ～
- 子どもたちの未来のための教育・子育ての充実

-1-

● 障がいを知り、共に生きる

～ 障がい児・者の地域生活の充実・社会参画が進むための社会環境の充実 ～

- 全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会の開催（7～11月）
- 障がい者の方への情報保障、コミュニケーション支援
 - ・手話言語条例制定を契機とした環境づくり
 - （聴覚障がい者センターの開設、ライトハウスの機能強化など）
- 障がい者スポーツの振興（選手強化・育成）
 - ・選手強化、地域活動・特別支援学校の部活動の充実
- 重度障がい児・者等の地域生活支援
 - ・医療ケアが必要な重症心身障害児・者への対応、西部地区病弱高等部の開設
- 障がい者の就労支援の更なる強化
 - ・雇用の場の創出、福祉的就労から一般就労への加速化、工賃向上

-2-

● 経済の腰折れリスクの克服

～ 国の政策転換への対応～

- 消費の減速による影響を回避
 - ・消費税増税に伴う経済対策への対応
- イノベーションの誘発強化
 - ・優れた中小企業の技術力、アイデアの目利きから資金支援までワンストップ対応
- 経済再生成長戦略のダイナミックな展開
 - ・主要製造業等の再生戦略の推進
 - ・農林水産業など様々な分野との連携
- 雇用確保・人材育成を強力推進
 - ・企業立地促進、技術人材バンクの活用
 - ・若者、女性など多様な主体のチャレンジ・起業の支援
- 中小企業の経営支援の充実
 - ・需要の創出、業態転換へのフォロー、成長分野進出への支援

-3-

● 打って出る大交流時代

- 山陰大周遊のさらなる展開
 - ・新たな航空便就航を契機とした誘客促進、高速道路を利用した隣県連携による誘客促進
- アジア諸国との観光交流拡大
 - ・香港、上海の季節チャーター便化推進、東南アジア、ロシア、欧米からの観光客の誘客促進
- 国内外の経済交流の強化・促進
 - ・高速交通ネットワークの整備促進、国内RORO船の安定的な就航
 - ・東南アジアビューローの本格稼働、ロシアビジネスサポートセンターによる企業支援
- 「まんが王国とっとり」の進撃
 - ・まんがのあふれるまちづくり
- 観光資源を活用し、魅力アップ・誘客拡大
 - ・開湯850年の三朝温泉等、県内温泉地の誘客促進
- ニューツーリズムの推進
 - ・スポーツ、エコ、グリーンツーリズム等の促進
- 「おもてなし」の向上
 - ・鳥取県のイメージ戦略
 - ・観光客の利便向上対策の推進

-4-

● 地域に活力・儲かる農林水産業

- 国の施策転換に対応した儲かる農林水産業の展開
 - ・農林水産物（含：加工品）の海外輸出展開の拡大
 - ・農地集積の加速化、6次産業化・農商工連携の推進
- 経営力の高い担い手の育成
 - ・人材研修の充実強化、大規模農家の経営力の安定
- 打(売)って出る「食のみやこ」のブランド向上
 - ・新たな航空路線の利用による情報発信（千葉、茨城、阪神）
- 県産材の利用拡大と安定供給体制の構築
 - ・CLT(直交集成材)や内装材等の新たな製品開発と販路の開拓
- 豊かな海づくり産地力強化
 - ・高価格な養殖魚づくり、陸上養殖の企業化の促進
 - ・加工による高付加価値化（ファストフィッシュ）
- 地域資源を活かした地域づくり支援【再掲】
 - ・中山間地域での「食」を活用した取組の拡大

-5-

● 思いきり頑張れる “とっとりスタイルまちづくり” ～ スポーツやアートのかによる地域づくり ～

- 東京オリンピック・パラリンピック開催決定を契機とした取組支援
 - ・ 他国チームのキャンプ地指定、JOCの選手強化地域の指定に向けた取組拡大
- 障がい者スポーツの振興（選手強化・育成）【再掲】
 - ・ 選手強化、地域活動・特別支援学校の部活動の充実
- アート・伝統文化の活用
 - ・ アーティストや伝統芸能継承者等を活用した文化・アートの普及
 - ・ 童謡唱歌100年「ふるさと」を契機とした交流の推進
- 県民との協働による地域づくり・県政の推進
 - ・ 鳥取力創造運動、ボランティア活動の推進
 - ・ NPO活動の活性化
- 地域資源を活かした地域づくりや移住の積極的展開
 - ・ 中山間地域での「食」を活用した取組拡大
 - ・ 県外出身の大学生等の移住につながる支援

-6-

● 女性や高齢者がいきいき活躍、安心地域づくり

- 女性力による鳥取の元気パワーアップ
 - ・ 女性の起業支援、働く場とのマッチング
- 条例制定による「子育て王国」の本格始動【一部再掲】
 - ・ 生き生きした職業生活と家庭生活との両立を支援
- 高齢者がいきいき活躍できる環境づくり
 - ・ 技術人材バンクの活用【再掲】
 - ・ 就業によるセカンドライフの充実支援
- 高齢者が安心して生活できるふるさとづくり
 - ・ 鳥取型地域包括ケアシステムの構築
 - ・ 「とっとり支え愛」の一層の充実
- 健康で長生きする「健康づくり文化」の定着と「健康寿命」の延伸
 - ・ 生活習慣病の発生予防につながる歩行、スポーツなど健康づくり文化の推進
 - ・ がん検診などの受診率向上をはじめとした健康づくりの推進

-7-

●安心とっとり暮らし

- “いざという時”に備えて
 - ・地震被害想定の見直し、放射線モニタリング体制強化、住民主体の防災体制づくり
- 社会資本の強靱化と長寿命化対策
 - ・国土強靱化政策大綱への対応、社会資本の長寿命化対策の推進
 - ・県土保全を担う建設業、技術人材の育成
- 安心医療体制の充実・確保
 - ・医療の機能分担、連携促進(県立中央病院・鳥取赤十字病院の連携・機能強化等)
 - ・医療人材の確保推進
- 高齢者が安心して生活できるふるさとづくり 【再掲】
 - ・鳥取型地域包括ケアシステムの構築
 - ・「とっとり支え愛」の一層の充実

-8-

●みどりの国とっとり ～自然と共に生きる～

- 観光・教育面での次世代エネルギーパークの利活用
- 再生可能エネルギーの導入促進
 - ・木質バイオマス、小水力等 発電施設の整備促進
- 湖沼環境の総合対策の推進
 - ・隣県と連携した中海の水質改善対策、湖山池の総合対策
- 本格的エコツーリズム時代の扉を開く
 - ・エコツーリズム商品の造成、バイクルタウン等モータルシフトの推進
 - ・山陰海岸ジオパークの世界審査を契機としたステップアップ
- ニューツーリズムの推進 【再掲】
 - ・スポーツ、エコ、グリーンツーリズム等の促進

-9-

●こどもたちの未来のための教育・子育ての充実

- 学力向上を実現する教育環境づくり
 - ・スクラム教育の全県展開
 - ・全国学力・学習状況調査を活用した市町村との協働
 - ・エキスパート教員の効果的活用
 - ・ICTを活用した先導的な教育体制づくり
 - ・学びを深め、広げる土曜授業への積極的支援
- みんなが支える子どもの学びと成長
 - ・いじめ・不登校対策の充実
 - ・保護者同士が学び合い、支え合うネットワークづくり
- 子どもたちのチャレンジ意欲の喚起
 - ・オリンピック・パラリンピック出場選手の輩出
 - ・グローバル人材の育成
- 条例制定による「子育て王国」の本格始動
 - ・安心に満ちた魅力ある子育て環境と豊かな子どもの学びを支援
 - ・生き生きした職業生活と家庭生活との両立を支援
 - ・魅力ある子育て環境の創出（地域の特性を最大限に活かした子育て環境づくり）

平成 25 年度中国地方知事会第 2 回知事会議の結果について

平成 25 年 11 月 27 日
企 画 課

11 月 20 日（水）、島根県松江市で開催された平成 25 年度中国地方知事会第 2 回知事会議の結果概要は、次のとおりです。

- 1 開催日 11 月 20 日（水） 10:30～12:30
- 2 開催場所 ホテル一畑「平安の間」
- 3 出席者 平井伸治鳥取県知事、溝口善兵衛島根県知事、伊原木隆太岡山県知事、湯崎英彦広島県知事、藤部秀則山口県副知事
- 4 主な内容

（1）広域連携の機能強化

○中国 5 県が連携して取り組むプロジェクトについて、知事会議に部会を設置し、担当県を決めて取り組んでいくこととした。

○知事会議を随時開催（WEB・書面を含む。）し、部会から直接報告（指示への対応）を行うことにより、知事コミットメントの強化を図ることとした。

〔当面設置する 8 部会（カッコ内は担当県）〕

- ①広域防災部会（鳥取県）
- ②地域医療確保対策部会（広島県）
- ③中山間地域振興部会（島根県）
- ④地域産業振興部会（鳥取県）
- ⑤海外観光客誘致部会（鳥取県）
- ⑥公衆衛生活動チーム部会（広島県）
- ⑦農業（技術）大・中・小等広域連携部会（広島県）
- ⑧スギ花粉症対策部会（岡山県）

○今後、各部会において、5 県で調整の上、検討すべきテーマの設定、テーマごとの目標、それを達成するための手法、プロセスについて明確化し、具体の連携事務に取り組んでいく。

（2）共同アピール（意見交換）

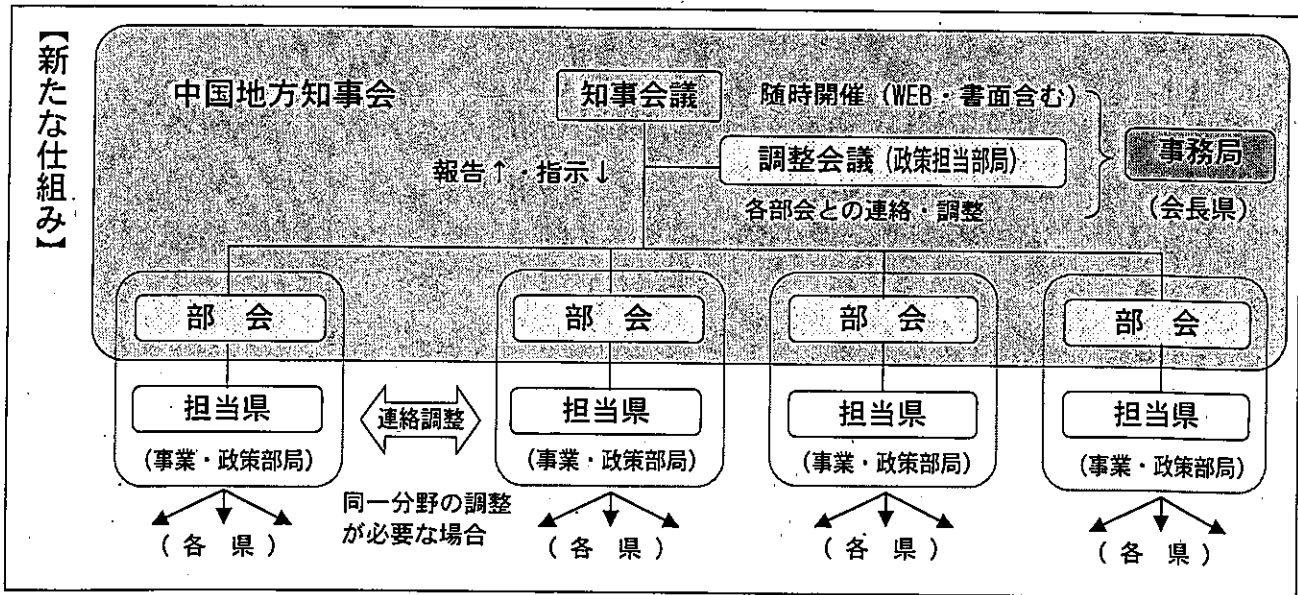
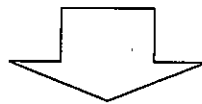
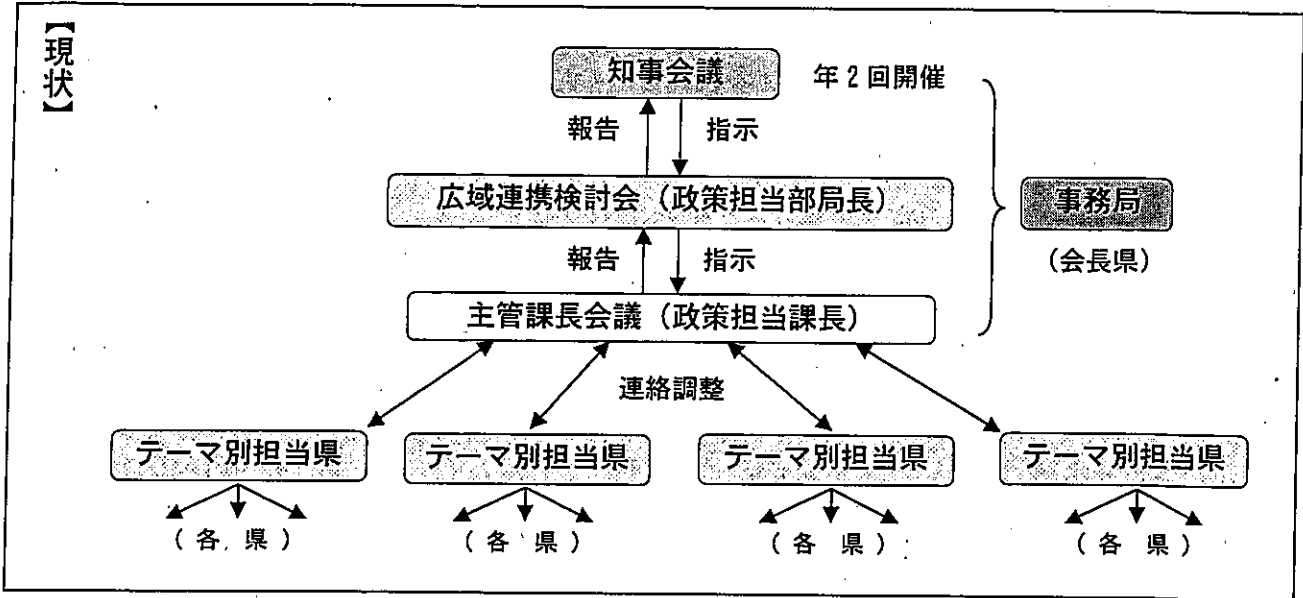
○以下の 5 項目について、共同アピールを採択した。

- ・災害復旧事業の促進と防災・減災対策の推進について
- ・地方税財源の充実について
- ・地域経済再生のための基盤整備について
- ・地域農林水産業の振興について
- ・地域医療の確保について

○教育委員会制度の見直しについて意見交換を行い、本来、教育委員会制度は首長の諮問機関的なものであるべきという全国知事会のスタンスを踏まえ、住民、地域のもとで教育委員会行政が行われるよう、中国地方知事会として呼びかけていくこととした。

中国地方知事会 広域連携機能強化 現状と新たな仕組み

H25. 11. 20 中知事務局



- ①中国地方知事会に広域連携のテーマで合意できた項目について部会を設置する。部会ごとに担当県を決め、事業推進を図る。また、同一分野の調整は、各部会の担当県同士が行う。
- ②知事会議を随時開催（WEB・書面を含む。）し、部会から直接報告（指示への対応）を行うことにより、知事コミットメントの強化を図る。
- ③現在の広域連携検討会を調整会議と位置づけ、広域連携全体を総括（調整）する。

災害復旧事業の促進と防災・減災対策の推進について

我が国は、災害を受けやすい地勢的な特徴を有していることから、毎年、地震や台風、局地的な集中豪雨など、災害による甚大な被害に見舞われている。

中国地方においても、台風や豪雨により、尊い人命や財産を奪われる大規模な災害が度々発生し、住民生活や生産活動に大きな脅威を与えている。

特に、山口・島根両県では、今年7月末から8月にかけて、「これまでに経験のない」記録的な大雨に見舞われ、河川の氾濫や土砂災害などにより、住宅の損壊や浸水、道路や鉄道等の被災等による交通網の寸断など、県民生活や経済活動に甚大な打撃を受けたところである。

国においては、地元からの要望を受け、前例のない早さで激甚災害法が適用されるなど、復旧への支援を得ているが、災害からの早期の復旧・復興に向けては、引き続き様々な支援が必要な状況である。

また、今後発生が想定される南海トラフ巨大地震などの大規模災害に対する防災・減災対策も重要な課題である。

こうした中、国においては、平成26年度予算概算要求において、防災・減災や老朽化対策等による国土強靱化を推進し、経済成長や生活向上の大前提である安全・安心の確保を図るという観点から、「国民の安全・安心の確保」が重点分野に掲げられるなど、総合的かつ戦略的な防災・減災の取組が進められている。

中国地方としても、こうした国の動きに呼応しながら、災害からの早期の復旧・復興や今後想定される災害において十分に機能する社会インフラの確立等、防災・減災対策を進めるため、次の項目について、一層の取組を強く要望する。

1 災害復旧事業の促進と災害の再発防止対策

今年7月末から8月にかけて発生した、大雨による甚大な被害実態等に鑑み、被災地の早期の復旧・復興を図るため、公共土木施設、農地、農業用施設、林業用施設等の災害復旧事業について、復旧進捗の一層の促進を図るよう配慮するとともに、今回の災害の特徴でもある甚大な洪水被害に鑑み、同様な災害が再び起こることがないように、集中的な河川改修等に必要な支援を図ること。

なお、JR等民間鉄道施設が被災し、その施設が中山間地域などにおいて代替性のない主要な公共交通機関である場合においては、その復旧に対して、国として支援しうる仕組みの導入を検討すること。

2 災害に強い道路ネットワークの構築

災害時のリダンダンシーを確保するため、山陰道をはじめとした高速道路のミッシングリンクの早期解消や地域高規格道路の整備促進等を図るとともに、それらを補完する国県道の整備促進のために必要な予算を確保すること。また、緊急輸送道路としての機能強化のため、中国横断自動車道岡山米子線などの暫定2車線区間を早期に4車線化すること。

3 治水・高潮対策の推進

国民の生命と財産を守り、豊かで安心できる国土を形成するため、治水事業及び海岸事業を強力に推進すること。

4 総合的な土砂災害対策の推進

国民の生命と財産を守り、安全・安心で豊かな国土を形成するため、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業及び治山事業の着実な事業実施を促進すること。

5 道路・港湾・空港施設等の耐震化の推進

大規模災害時の被災者支援や復旧資材の輸送を迅速かつ確実に行うためには、広域的な人流・物流ルートを確保する必要があるため、道路、港湾、空港等の交通インフラについて、耐震化を推進する地方の取組を支援すること。

6 既存施設の老朽化対策の推進

災害時に既存のインフラがその機能を十分に発揮し続けることができるよう、老朽化が進みつつあるインフラについて、適切な維持管理・更新を推進する地方の取組を支援すること。

平成25年11月20日

中国地方知事会

鳥取県知事	平井	伸治
島根県知事	溝口	善兵衛
岡山県知事	伊原木	隆太
広島県知事	湯崎	英彦
山口県知事	山本	繁太郎

地方税財源の充実について

平成25年度の地方財政計画において、地方交付税総額は東日本大震災関係分を別枠で整理した上で、前年度に比べて0.4兆円減の17.1兆円となった一方で、一般財源総額は0.1兆円増の59.8兆円が確保されたが、地方一般歳出は、社会保障関係経費が増額される一方で、投資的経費等が削減されたため減少している。

また、臨時財政対策債は依然として高い水準にあるなど、地方財政制度の構造的な問題は解消されておらず、加えて、社会保障と税の一体改革については、本年8月に社会保障制度改革国民会議の最終報告書が内閣総理大臣に提出されたが、制度の骨格を成す事項や、財源の確保をはじめとする国の責任も曖昧なままであるなど、社会保障の運営責任者である地方の立場からは、十分な議論が尽くされたとは言いがたい。

このような地方財政の状況を踏まえ、真に地方分権時代にふさわしい国と地方を通じた税財政制度を確立するため、次の事項について強く要請する。

1 地方財政の充実強化

(1) 景気・雇用対策や福祉、防災等の施策を実施するためには、その基盤となる地方税財政の安定を図ることが必要であることから、社会保障関係経費の増をはじめとした地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映し、必要な地方一般財源総額を確保すること。

(2) 「骨太方針」及び「中期財政計画」においては、国の歳出の見直しと基調を合わせることでされており、特にリーマンショック後に創設された地域経済の活性化や雇用対策のための歳出特別枠などを、経済再生に合わせ、削減する必要があるとされている。

我が国経済は緩やかに回復しつつあるものの、地方の中小企業を取り巻く経済環境は依然として厳しく、安定的な雇用も十分確保されていないことから、これらの財政需要について地方財政計画に十分措置すべきであること、また、そもそも地方が国の法令等により義務的に実施する事業や住民生活を守るために必要な地方単独事業について同様に明確に措置すべきであることから、これらの措置がなされるまでの間は、地方財政対策として歳出特別枠の維持など必要な措置を講ずること。併せて、企業立地促進法に基づく地方税の課税免除額に対する減収補てん措置を継続して行うこと。

さらに、「骨太方針」においては、頑張る地方の支援として、「地方交付税において、新たに、地域経済の活性化に資する算定を行革努力と地域経済活性化の成果の2つの観点から行う」としているが、そもそも地方交付税はその交付の基準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障するものである以上、まずは地方の財政需要の地方財政計画への的確な反映を優先すること。

- (3) 臨時財政対策債により財源不足を埋める措置が常態化しているが、本来は交付税率の引上げにより正すことが地方交付税法に規定されている。本来の趣旨に立ち戻り、早期に法定率の引上げによる交付税の増額を行い、地方の借金増大につながる臨時財政対策債による措置を解消すること。

また、国が後年度に地方交付税により財源措置するとした臨時財政対策債や補正予算債等の元利償還金の約束分については、他の基準財政需要額が圧縮されることのないよう、交付税財源を別枠加算すること。

- (4) 地方はこれまで国に先んじて人員の大幅な削減や独自の給与削減を断行し、既に国を上回る不断の行革を実施している。今後の公務員の総人件費や給与適正化のあり方については、国、地方を通じた中長期的な行財政改革の視点から、「国と地方の協議の場」において十分な協議を行うこと。

- (5) 地域自主戦略交付金から移行した各府省の交付金については、地方が必要な事業を着実に実施できるよう総額を確保するとともに、財政力が弱い地域や社会資本整備が遅れた地域に十分配慮すること。また、地方の自由度向上につながるよう国の関与を縮小させながら、引き続き手続きの簡素化を図ること。

- (6) 国の経済対策に伴い創設した基金については、事業の進捗状況に応じ、必要なものは期間を延長し、地方の裁量による主体的かつ弾力的な取組が可能となるよう、更なる要件の見直しを行うとともに、本来臨時的な対応でなく恒常的に実施すべき事業については、基金事業終了後も引き続き実施できるよう必要な財源措置を講ずること。

- (7) 成長戦略に基づく投資減税等法人税の引下げを行う場合には、地方財政に影響を与えることのないよう、地方交付税の法定率の引上げや他の地方税の充実等の代替措置により、必要な地方税財源を確保すること。

- (8) 地球温暖化対策のための税については、その用途を森林吸収源対策にも拡大するとともに、その一部を地方税源化するなど、地球温暖化対策に地方が果たす役割に応じた税財源を確保する仕組みとすること。
- (9) 自動車取得税については、平成25年度与党税制改正大綱において、2段階で引き下げ、消費税8%の段階では、エコカー減税の拡充などグリーン化を強化し、消費税10%の時点で廃止する方向で抜本的改革を行うこととされたが、その代替財源措置が具体的に示されていない。
自動車取得税は都道府県及び市町村の重要税源として不可欠なものとなっていることから、その廃止に当たっては、地方団体の意見を十分踏まえ、都道府県及び市町村に減収が生ずることのないよう、安定的な代替税財源を十分に確保する措置を講ずること。
- (10) 税制の抜本的な見直しを行う際には、社会資本整備や高齢化の状況による地域間の行政コストの相違に配慮し、恒常的で十分な規模の財政調整の仕組みを盛り込むこと。

2 社会保障と税の一体改革

- (1) 社会保障制度の総合的かつ集中的な改革については、先頃、政府において、社会保障制度改革国民会議の審議の結果等を踏まえ、社会保障制度改革法に基づく法制上の措置として、社会保障制度改革の推進に関する骨子が閣議決定されたところであるが、今後の改革の具体化に当たっては、「国と地方の協議の場」等において真摯に議論し、国民が将来を託し得る持続可能な社会保障制度を確立すること。
- (2) 消費税の引上げに当たっては、中小事業者への転嫁対策を確実に実施するとともに、医療機関の非課税取引における仕入れに係る消費税負担増への対応、消費税の逆進性を踏まえた低所得者への対策を講ずること等に加え、地方が既に厳しい行財政改革に取り組んできている状況を踏まえ、国においても徹底した行財政改革を行うこと。
- (3) 地方消費税引上げに伴う増収に見合う地方一般財源総額の確保を図るため、引上げ分の消費税収を充てることとされている社会保障制度改革に伴い生じる地方負担に加え、物資調達コストに要する経費などの影響額を幅広く見込み、地方財政計画に適切に積み上げること。
また、地方消費税は、地域間の税収の偏在の少ない税であるものの、

各団体の消費税収と社会保障給付の水準は一致しないことから、引上げ分の地方消費税について、基準財政収入額への算入率を大幅に高めるとともに、引上げ分の消費税収を充てることとされている社会保障制度の機能強化や機能維持等に係る地方負担については、その全額を基準財政需要額に算入することを検討すべきであること。

- (4) 税制の抜本的な改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税のあり方を見直すことにより、税源の偏在性を是正する方策を講ずることとされており、現行の地方法人特別税・譲与税制度を廃止し、法人事業税に還元すべきとの意見も聞かれるが、仮にこうした措置を講じた場合には、税源偏在や財政力格差は拡大することとなる。このため、何らの税源の偏在是正方策も講じずに、単に地方法人特別税・譲与税制度を廃止し、法人事業税に還元する状況にはない。

従って、まずは、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を図る観点から、偏在性の小さい消費税と偏在性の大きい地方法人課税との税源交換などについて検討すべきであり、制度の設計に当たっては国と地方が十分な協議を行いながら取り組むべきであること。

平成25年11月20日

中国地方知事会

鳥取県知事	平井伸治
島根県知事	溝口善兵衛
岡山県知事	伊原木隆太
広島県知事	湯崎英彦
山口県知事	山本繁太郎

地域経済再生のための基盤整備について

経済再生、デフレからの脱却等を目指して安倍政権が発足してから約1年が経過しようとしている。

この間、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」の「三本の矢」で、経済再生に向けた諸施策を強力に押し進め、我が国経済にも明るい兆しが見え始めている。

政府においては、今後とも、成長戦略をはじめとする経済・産業政策を積極的に推進し、その経済波及効果を全国、多種多様な産業分野に拡大することにより、地域経済の一層の活性化を期待するものである。

こうした中、地域においても、国の動きに呼応した地域経済再生への取組を加速化していくことが重要である。

中国地方は、全国的にも優れた産業集積や、歴史や自然など豊かな観光資源等の地域資源を有している。

こうした多様な地域資源を有効に活用した産業振興や観光振興などにより、地域経済の再生を進めていくためには、中国地方全体の経済・交流基盤や国際競争力の更なる強化に資するインフラの整備と機能強化、地域間ネットワークの構築が不可欠である。

また、社会インフラの整備は、災害の発生時においても機能する国土づくりの観点からも極めて重要である。

については、地域の産業力・観光力の強化に資するとともに、災害にも強い基盤整備を進めるため、次の項目について、一層の取組を強く要望する。

1 高速道路ネットワーク等の早期整備

国の骨格を形成する高速道路は、経済社会の発展に不可欠な、最も基本的な社会基盤であるが、中国地方の高速道路ネットワークには依然として山陰道をはじめとする多くのミッシングリンクが存在しており、観光振興などによる地域経済の活性化と、災害に強い国土基盤を構築する上で大きなハンディキャップとなっている。

については、国において、高速道路ネットワークのミッシングリンクの解消に必要な予算をしっかりと確保した上で、事業中区間の一層の整備促進と未事業化区間の早期事業化を図るとともに、鉄道の高速化に向けた検討を進めること。また、高速道路ネットワークの機能強化のため、中国横断自動車道岡山米子線など暫定2車線区間の早期4車線化を図ること。

2 高速道路の料金制度

高速道路の料金制度については、国において、国土幹線道路部会の中間答申（平成25年6月25日）を踏まえた検討が行われているが、対距離制を基本とし、全国共通の水準とすべきである。

特に、本四高速道路の料金については、「今後の本四高速料金の基本方針（国土交通省平成24年2月17日）」に基づき、平成26年度から、地域間格差のない利用しやすい料金となるよう、全国プール制への組み入れ、償還期間の延長など必要な措置を講じるとともに、割引も含め、全国共通料金を確実に導入すること。

また、新たな料金制度の導入に当たっては、影響を受けるフェリー等の公共交通機関に対して、十分な対策を講じるとともに、今後の高速道路整備や維持更新に支障を及ぼさないよう必要な財源を確保すること。

3 地域高規格道路等の整備促進

大規模災害時における緊急輸送道路や迂回路としての役割を担うとともに、高速道路ネットワークと一体となって地域の交流・連携の強化や広域的な交通拠点である空港・港湾等へのアクセス性の向上に資する地域高規格道路や主要な国道・地方道について、整備促進のための所要の予算を確実に確保すること。

4 港湾の整備促進等

(1) 中国地方の産業の国際競争力の強化に資する物流基盤の充実を図るため、国際拠点港湾及び重要港湾の整備拡充を図るとともに、緊急かつ円滑な港湾整備を促進すること。

(2) 大型船舶による資源等の一括大量輸送を可能とすることで低廉かつ安定的な輸送を実現することにより、瀬戸内地域の産業全体の競争力強化、ひいては、我が国産業全体の底上げに資するため、国際バルク戦略港湾選定港の施設整備及び諸規制の緩和等を、地方の意見や実情に十分配慮しながら計画的に推進するとともに、「特定貨物輸入拠点港湾」にすべての選定港を指定し、支援措置の拡充を図ること。

また、日本海側港湾の国際競争力を強化し、日本海地域の経済発展に貢献するため、「日本海側拠点港」に選定された港湾の機能の充実・強化を図ること。

平成25年11月20日

中国地方知事会

鳥取県知事	平 井	伸 治
島根県知事	溝 口	善兵衛
岡山県知事	伊原木	隆 太
広島県知事	湯 崎	英 彦
山口県知事	山 本	繁太郎

地域農林水産業の振興について

農林水産業を取り巻く情勢は、担い手の減少や高齢化の進展、生産物価格の低迷や輸入農林水産物との競合、原油価格の影響等を背景とする生産資材の高騰など、厳しい環境にある。

一方、国民からは、食料自給率の向上、安全・安心な農林水産物の供給、農地や森林が有する国土保全への貢献や農山漁村の美しい景観・伝統文化の継承など多面的機能に対する期待が着実に高まりつつあり、更には、急速な国際的食市場の拡大や国内のライフスタイルの変化などに、一層の対応が要請される状況にある。

国では、こうした状況は、我が国農林水産業の大きな変革期にあるとして、農山漁村に受け継がれた豊かな資源を活用し農林水産業の振興を強力に押し進めるため、「攻めの農林水産業」の展開が示されたところである。

この「攻めの農林水産業」の展開では、「需要のフロンティアの拡大」、「生産から消費までのバリューチェーンの構築」、「生産現場（担い手、農地等）の強化」を戦略の3つの柱に、平成26年度からの本格的な実施を視野に施策が検討されている。

特に、「生産現場の強化」に関しては、経営所得安定対策の見直しや、「日本型直接支払い」について、新制度の創設が検討されている。また、担い手への農地集積や耕作放棄地の解消の強化策として表明された、農地中間管理機構については、さる10月25日に関連法案が閣議決定されたところである。

については、次の事項について強く要請する。

1 地域の実情を踏まえた「攻めの農林水産業」の展開

中国地方では、生産基盤や生産物流通・資材調達のコストなどにおいて、条件不利な農山漁村を数多く抱えている。

こうした地域では、住民が相互に協力し、小規模ながらも地域資源や地域の特色を活かした農林水産物を、多様化する消費者ニーズに対応し供給してきた。

また、このような対応を通じ、不利な条件を克服する地域づくりを進めてきたところであり、長年のこうした努力が農山漁村の健全な形成に大いに貢献してきたところである。

については、農林水産業の競争力強化に向けて、現在、産業競争力会議などで議論されている「攻めの農林水産業」について、十分な検討を行い、農林水産業が将来に渡って持続的に発展していけるよう、国の責任において、安定した財源の確保を含め、具体的かつ体系的な対策を講ず

ること。

また、各地域がそれぞれの実情に応じて、担い手育成や産地形成などの総合的な施策展開が可能となるような対策を講ずること。

2 「経営所得安定対策」等の制度設計

中国地方では、中山間地域等の条件不利地域が多く、経営基盤も脆弱であるが、こうした地域においても、担い手が将来に展望を持って意欲的に経営が行えるよう、集落営農法人を始めとする農業法人を対象とするなど、地域特性を考慮した制度設計とすること。

また、今後における米政策のあり方の検討にあたっては、地域の特性や実情に応じた作物の生産振興が図られる支援策を講じるとともに非主食用米について、生産から流通、消費に至るまでの全体を通して生産拡大を誘導する仕組みを講じるなど、安定的に継続した営農が確保できるものとする。

3 農地中間管理機構に係る制度設計

さる10月に関連法案が閣議決定された農地中間管理機構については、制度の円滑な導入、運用に向け以下の事項に十分配慮すること。

(1) 本制度の財政措置

本制度の推進に伴う都道府県の事務の増加や機構における事業推進等に係る運営経費について、都道府県の負担を最小限にすること

(2) 本制度の運用

本制度の具体的な運用に向け、政省令や施行通知などで詳細を定める際には、都道府県等の関係機関と協議を行い、意見を反映すること。また、市町村についてはその役割が非常に大きいことから、責任と関与を明確にすること。

(3) 本制度における国の関与

本制度における国の責任（国費による財源措置を含む）を明確にすること。また、制度を運用するに当たり、地方の自主性、自律性の拡大を図る地方分権の観点から、国の都道府県に対する関与は最小限とすること。

4 環太平洋連携協定（TPP）等貿易自由化交渉への対応

(1) 環太平洋連携協定（TPP）をはじめとする経済連携協定（EPA）・自由貿易協定（FTA）の交渉に当たっては、我が国の食料安全保障や

農林水産業に悪影響を及ぼさないよう十分に配慮すること。

- (2) TPP協定参加の可否については、都道府県など地方の意見を十分に聴き、国民合意を得た上で判断すること。交渉に当たり、特に影響が大きい農林水産業については、将来にわたって持続的に発展していけるよう全力を尽くすこと。

5 「日本型直接支払い」の制度設計

(1) 分かりやすい制度設計

中山間地域等直接支払制度や農地・水保全管理支払交付金など、既存制度における共同活動については、組織的な対応による農地の保全・活用や集落営農の組織化、地域コミュニティ形成など、地域の健全な維持・保全に大いに貢献してきた。

新制度においても、集落や地域が一体となって取り組む活動に支援を継続するとともに、既存制度の支援水準をベースとし、農業者等に分かりやすい制度設計とすること。

(2) 柔軟な要件設定や事務負担の軽減

高齢化の進展や担い手の減少など、集落機能が脆弱となりつつある実情に即し、こうした共同活動を広く展開することは、地域の健全な維持・保全を図るうえで重要かつ肝要な事項である。

このため、新制度に当たっては、広く制度へ参加できる柔軟な要件の設定や事務負担軽減に配慮すること。

6 林業・木材産業の成長産業化

地域の創意工夫のもと、木材の生産、流通・加工、利用対策に中期的かつ総合的に取り組み、林業・木材産業の成長産業化を実現するため、基金の拡充を図る等、地方の裁量による主体的かつ弾力的な取組が可能となるよう、必要な財源を確保すること。

平成25年11月20日

中国地方知事会

鳥取県知事	平井伸治
島根県知事	溝口善兵衛
岡山県知事	伊原木隆太
広島県知事	湯崎英彦
山口県知事	山本繁太郎

地域医療の確保について

近年、医師や看護職員不足を背景に地域医療体制は危機的状況にあり、中山間地域や離島の医療体制の確保はもとより、圏域の中核的な地域においても、救急医療や周産期医療などの医療体制の確保が喫緊の課題となっている。

住民が地域で安心して生活するためには、医療体制の確保が必須であり、医師の地域・診療科偏在の解消などに向けた総合的な医師確保対策の更なる強化と、看護職員確保対策の充実が必要である。

地域の実情に応じた実効性のある施策が推進されるよう、次の事項について強く要請する。

1 医師の養成・供給システムの見直し

- (1) 医師不足の実態や高齢化の進展などを考慮した今後の医療ニーズの動向などを踏まえ、地域や診療科において必要とされる分野に従事する医師を計画的に養成するとともに、養成された医師を、医師が不足している地域や診療科での勤務に誘導するための仕組みを構築すること。
- (2) 地域医療においては、総合的に患者を診る能力を有する医師が特に求められており、そうした医師を養成するため、大学における指導体制やカリキュラムを充実すること。
- (3) 奨学金の貸与を受けた医師や地域卒出身医師が今後増えていくことから、地域の医療機関においても充実した研修が受けられ、キャリアアップを図ることができるよう、研修環境や指導体制の充実に向けた支援策を講じること。
- (4) 大学で一定の医師を確保し、へき地医療機関等へ供給できるよう、大学勤務医師に対する処遇の改善を行うこと。

2 医師・看護職員を支える環境づくり

- (1) 救急勤務医支援事業や産科医等確保支援事業による勤務医への手当支給に加え、医師不足の地域や診療科の勤務医に対する処遇改善等を行うための支援策を講じること。
- (2) 女性医師の出産・育児による離職を防止するとともに復職を支援し、仕事と育児が両立できるように、必要な財源措置も含めた就労環境の整備・充実を図ること。
- (3) 「第7次看護職員需給見通し」を踏まえて、看護職員の養成、離職防止、再就業促進等の取組に対する財政支援の充実など、地域医療を支える看護職員の安定的な確保対策を講じること。
- (4) 勤務医・看護職員の過重勤務解消に向け、医療の現状や医療機関毎の役割等について、受療者である国民の理解と協力を得るための広報・啓発を強化すること。

3 臨床研修制度の見直し

- (1) 制度全般の見直しに際しては、地域医療提供体制の確保のため、地方の厳しい医師不足の現状を考慮し、都市・地方の医師の偏在が解消されるよう各都道府県の臨床研修医の募集定員の適正化を図ること。
- (2) 大学医学部の地域枠卒業生の地域への定着を図るため、臨床研修病院のマッチング対象定員枠とは別に、都道府県による地域枠卒業生を対象とする定員枠の設定を認めること。

4 地域医療支援センターの整備・運営

地域医療支援センター運営事業に取り組む全ての都道府県で、国庫補助事業を活用し、必要な事業が実施できるよう、十分な予算額を確保すること。

5 奨学金制度の運営

大学医学部入学定員枠の拡大に当たり、奨学金制度の創設が義務付けられた。また、自治体によっては独自制度を設け、医師の養成に取り組んでいる。このような奨学金制度の運営に係る経費について、地方財政上の措置を拡充すること。

6 地域医療再生基金の継続

地域医療を確保・維持するためには、人材育成や勤務環境の整備など、地域医療再生基金を活用した取り組みを継続して実施する必要がある。平成26年度以降の地域医療再生基金の継続など必要な財源措置を講じること。

平成25年11月20日

中国地方知事会

鳥取県知事	平井	伸治
島根県知事	溝口	善兵衛
岡山県知事	伊原木	隆太
広島県知事	湯崎	英彦
山口県知事	山本	繁太郎

平成 25 年度第 1 回中国地方産業競争力協議会の結果について

平成 25 年 11 月 27 日
企 画 課
商 工 政 策 課
農 政 課

11 月 20 日（水）、島根県松江市で開催された平成 25 年度第 1 回中国地方産業競争力協議会の結果概要は、次のとおりです。

- 1 開催日 11 月 20 日（水） 13:45～16:15
- 2 開催場所 ホテル一畑「平安の間」
- 3 出席者 [委員] 中国地方 5 県知事（山口県は副知事代理）、有識者、企業経営者等
（計 19 名）
[オブザーバー等] 内閣官房地方産業競争力協議会副議長、国の地方支分部局 9 機関の長
- 4 主な内容

（1）会長の選任

○中国地方産業競争力協議会の規約を承認し、平井知事（中国地方知事会長）を会長に選任した。

（2）緊急アピール

○国の経済政策（アベノミクス）効果が中国地方まで十分に波及していない実情を踏まえ、国の予算編成に向け、地域経済の再生に向けた緊急アピールを採択した。

（3）中国地方の地域戦略の検討

○各県から選出された商工業、農業、観光の各分野及び有識者の委員が、地域の実情に合った産業戦略や経済活性化策について具体的な提案を行った。

〔主な意見〕

◇商工業

- ・中小企業も海外進出が不可欠。国による中小企業の海外進出に対する支援、国内での知的生産性や付加価値向上に向けた技術的支援等が必要。
- ・中小企業個々の力とグループの力を発揮する必要がある。1 社が核受注して、それを分割して処理し、ニーズに応える。共同受注ネットワークから新たな仕事生まれる。
- ・中国地方の医学部長、病院長から成る新たなコンソーシアムを形成し、ものづくりへの橋渡しをして、中国地方発の医療のイノベーションを起こしていきたい。
- ・支援機関の底上げをし、中小企業、小規模事業者の支援に力をいれていただきたい。

◇農業

- ・単に産業政策として農業を語るのではなく、国土保全や環境、農山漁村の集落をどのように維持していくのかといった農業の多面的機能に関連付けて議論を進めてほしい。
- ・中国地方は、季節を変えていろいろな農水産物がある。5 県が協力して、一年を通じた輸出を行ってはどうか。また、5 県共同の物産展を海外、国内で行ってはどうか。
- ・限界集落は切実な問題。集落法人の今後について話し合う場づくりをお願いしたい。

◇観光

- ・陰陽を結ぶ二つの自動車道が開通したことから、新たな陰陽の交通拠点を結ぶ広域観光ルートの確立を提案したい。

- ・中国地方全体を結んだ周遊ルートをつくる上で重要なのがアクセスの問題。もっとアクセスをよくしてほしい。
- ・東京オリンピックで外国人観光客も多くなる。インバウンドを考えていただきたい。
- ・中国地方（全体）のブランドイメージを作り上げて、世界へ発信すべき。
- ・県外、国外への情報発信も重要であるが、地元の意識改革も必要。

◇インフラ整備

- ・インフラ整備は土地の性格を変え、利便性を一気に高める。そのような認識のもと、整備をさらに進めていただきたい。
- ・物流の効率化と人流の円滑化に資する高速道路のさらなる有効活用、機能強化が重要。

〔参考〕中国地方産業競争力協議会の概要

1 設置根拠

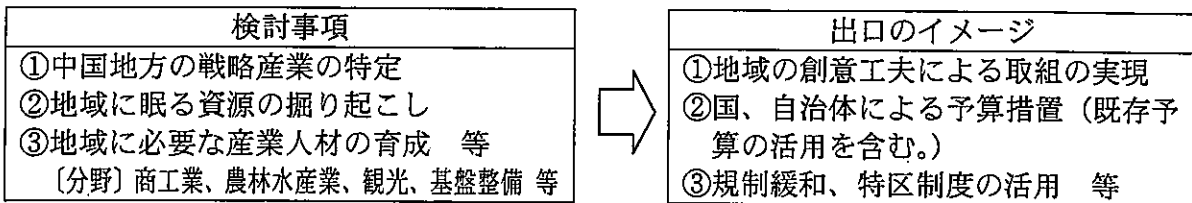
国の「日本再興戦略」(H25. 6. 14 策定)において、全国各地の地域に根ざした生の声を反映するため、地方産業競争力協議会(仮称)の設置が定められ、安倍首相から秋に設置する意向を表明。

【日本再興戦略 —JAPAN is BACK—】
 6. 中小企業・小規模事業所の革新
 ①地域のリソースの活用・結集・ブランド化
 ○地方産業競争力協議会(仮称)の設置
 ・全国各地の地域に根ざした「生の声」を反映していくため、**地域ブロックごとに、地域を支える企業の経営者等をメンバーとする「地方産業競争力協議会(仮称)」を設置する。**同協議会においては、地域ごとの戦略産業を特定し、地域に眠る資源の掘り起こし、地域に必要な産業人材の育成に係る戦略等を定め、本戦略の地域における展開状況と併せて、定期的にフォローアップする。

2 設置趣旨(中国地方)

地域独自の創意を生かし、主体的に地域の産業競争力強化等に関する検討を行うとともに、検討の内容を適時適切に国の政策決定プロセスに反映していくため、中国地方における地方産業競争力協議会を設置する。

3 検討事項



4 組織及び構成

- ①協議会は、中国地方の企業経営者、有識者、自治体代表の22人により構成する。
- ②検討事項の素案作成等を行うため、協議会の下に、中国5県、国の関係地方支分部局による事務レベルの幹事会を設置する。
- ③事務局は、中国地方知事会及び中国経済産業局の共同事務局とする。

5 開催頻度

- ①平成25年度は第1回を11月20日に、その後年度末にかけて2回程度開催する。
- ②平成26年度以降は、地域戦略のフォローアップのため、半年に1回程度開催する。

中国地方産業競争力協議会 委員名簿

氏名	職名	県別
いとう がくひと 伊藤 學人	株式会社イトー 代表取締役社長	広島
かじたに しゅんすけ 梶谷 俊介	岡山トヨタ自動車株式会社 代表取締役社長	岡山
かしわばら しんじ 柏原 伸二	株式会社カシワバラ・コーポレーション 代表取締役社長	山口
かない せいた 金井 誠太	マツダ株式会社 代表取締役副会長（中国経済連合会 副会長）	広島
からき たかし 柄木 孝志	特定非営利活動法人 大山中海観光推進機構 理事	鳥取
くろだ としゆき 黒田 季之	株式会社ブックス 代表取締役	岡山
こしの すみこ 古志野純子	島根県中小企業団体女性協議会 副会長	島根
ささき ひろこ 佐々木裕子	湯郷温泉 旅館「季譜の里」女将	岡山
しみず てるみつ 清水 昭允	株式会社 清水 代表取締役社長	鳥取
すがた ひろふみ 菅田 博文	テラル株式会社 代表取締役社長	広島
てしま りょうた 豊島 良太	鳥取大学 学長	鳥取
はしもと かずひろ 橋本 和洋	株式会社 長府製作所 代表取締役社長	山口
ふくやま いわお 福山 巖	鳥取中央農業協同組合 代表理事組合長	鳥取
ふじた まさふみ 藤田 雅史	フジミツ株式会社 代表取締役社長	山口
ふるせ まこと 古瀬 誠	島根県商工会議所連合会 会頭	島根
みやまこ こうや 宮迫 恒也	農事組合法人 恵（めぐみ）代表理事	広島
やまね つねまさ 山根 常正	公益社団法人島根県観光連盟 会長	島根
ひらい しんじ 平井 伸治	鳥取県知事、中国地方知事会長	鳥取
みぞぐち ぜん べえ 溝口善兵衛	島根県知事	島根
いばら ぎりゅうた 伊原木隆太	岡山県知事	岡山
ゆきさき ひでひこ 湯崎 英彦	広島県知事	広島
やまもと しげたろう 山本繁太郎	山口県知事	山口

(五十音順)

中国地方の地域・産業特性、創意を生かした

地域経済再生に向けて

経済再生、デフレからの脱却を目指して、安倍政権が発足してから一年が経とうとしている。この間、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」の〈三本の矢〉により、経済再生に向けた諸施策が強力に推し進められ、我が国経済に明るい兆しが見え始めている。

しかし、その効果もまだ一部の分野、地域に留まり、中小企業や小規模事業者が多い中国地方は、景気回復の効果がまだ十分に及んでいない状況にある。

政府の経済政策による波及効果を地域に及ぼし、我が国全体の経済再生を進めていくためには、国と地方が連携して、地域における内需振興や投資、消費、雇用の拡大に向けて、積極的に取り組む必要がある。

中国地方は、全国的にも優れた産業集積を有するとともに、高品質な農林水産物や、歴史や自然に彩られた観光資源など、魅力的な地域資源が豊富に存在する。こうした多様な地域資源を有効に活用し、産業振興、観光振興に積極的に取り組むことにより、地域経済再生への道筋は確かなものとなる。

この度、地域の生の声を日本再興戦略の実行に反映させていくために官民一体となり、「地方産業競争力協議会」を中国地方にも設置し、地域の特性と創意を生かした戦略を策定し、その実現に向けて、総力を挙げて取り組むこととしている。

については、中国地方の取組が実効性あるものとなるよう、国においては、地方の声をよく聞き、地域の実情を踏まえた次の対策を緊急に講じるよう、強く要望する。

1 実効性ある経済政策パッケージの実施

中国地方においては、アベノミクス効果がいまだ十分に波及しておらず、依然として厳しい経済・雇用状況にある。

この状況から脱して成長に向かうためには、中国地方の強みである鉄鋼、化学等の基礎素材型製造業や輸送用機械等の加工組立型製造業をはじめとするものづくり産業による新たな成長分野（医療、環境・エネルギー、次世代自動車等）への新規展開、豊富な地域資源や地政的優位性を活かしたアジアへの展開などにより、新たな成長による需要と雇用を創出していくことが求められる。

については、次の項目を着実に進めること。

(1) 地域イノベーション創出に向けた経済対策

- ・「産業競争力強化法（仮称）」の早期成立・施行に努めること。
- ・ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金の手続きの短縮や用途拡大などの拡充を図ること。
- ・創業サポーターによる専門アドバイスなど、創業環境整備を促進する財源措置を行うこと。
- ・「人材育成基金」や「地域産業人づくり基金」の創設を行うこと。
- ・地域コミュニティの中核的存在として大学等の機能強化を図るため、運営費交付金等基盤的経費を充実すること。
- ・日本で開発され、国際規格（ISO）に承認された唯一のプログラム言語である Ruby の活用に対する支援を行うこと。
- ・専門性のある目利き体制の構築による総合金融支援制度を創設すること。
- ・消費税引上げに伴い、経営に影響を受ける中小企業へのきめ細かな経済対策、企業支援策を実施すること。
- ・地域の産業を支える低廉かつ安定的な電力の供給確保並びに合理的かつ実現可能な中長期的エネルギー政策を策定すること。

(2) 規制・制度改革

- ・地方が提案する「地域戦略特区（仮称）」や、地域の特性を生かす「成長産業重点集積地域（仮称）」の制度を創設し、その指定を進めること。
- ・国の経済対策で設置した基金について、期間延長とさらなる要件緩和を行うこと。
- ・中小企業等に対する補助金のうち、国の出先機関が都道府県を介さず、直接交付しているものについては、地域の実情を踏まえた産業振興施策を充実する観点から、必要な財源を都道府県に交付し、都道府県事業に一元化すること。

- ・地域における農業の事情とスピードを重視する企業のニーズに対応しながら、優良農地の確保と地域経済の活性化の両立を図るため、農地転用など、農地に関する事務・権限を地方に移譲するとともに、国の関与を排除すること。
- ・医療関連産業の集積に向け、医療機器製造販売業における「品質保証責任者」の資格要件緩和など、医療機器の迅速な実用化のための薬事法上の規制簡素化を行うこと。

(3) 税制措置

- ・企業の新規立地、設備投資、研究開発等に係る税制優遇措置を行うこと。
- ・企業の競争力強化のための法人税制のあり方について検討すること。その際には、地方の歳入に影響を与えないよう措置を講じること。
- ・企業立地補助金の益金不算入、生産性向上設備の取得に係る割増特別償却額の損金算入又は取得価額の一定割合の税額控除を認めるなど、地方分散を進める税制措置を行うこと。
- ・産学連携を促進するため、法人からの寄付金の全額損金算入を私立大学等へ拡大すること。

2 農林水産業への支援強化

中国地方は、多様な地域特性と関西や九州などの大消費地に近いという立地条件を活かし、多彩な農林水産業が展開されて全国に誇るブランドも形成されている。

一方で、中国地方は中山間地の耕地面積割合が68%と全国一高く、担い手不足や耕作放棄地の増加、零細経営等の厳しい現実もある。

については、農林水産業の競争力を強化し、併せて農山漁村の維持・活性化を図るため、地域の特性に配慮して、次の項目を着実に進めること。

- ・「日本型直接支払」の創設、「経営所得安定対策（米減反政策）」の見直しに当たり、経営基盤が脆弱な中国地方においても農業者が将来にビジョンを描け、農村地域が健全に維持・保全される制度を構築すること。
- ・農地を最大限効率的に活用でき、担い手が将来にわたり展望をもって意欲的に経営が行えるよう、地域の裁量に委ねた効果的な支援策を実施すること。特に農地中間管理機構については、国において十分な予算措置を講じ、県等の負担軽減を図るとともに、運用面への国の関与を最小限とすること。
- ・新技術の活用、異業種連携等により、農業にイノベーションを起こす6次産業化を着実に推進すること。
- ・農林水産物の輸出促進を目的としたHACCP基準を満たす施設整備への支援、産地

- 競争力を強化するための施設・設備導入への支援を拡充すること。
- ・ICTを活用した農業生産管理の高度化、水田の汎用化推進等、作目転換のための技術的・経済的支援を実施すること。
- ・産業振興と環境保全を両立させる循環型森林経営の確立を地域活性化の重要課題と位置づけ、木材価格が低迷する中で森林所有者の経営意欲を喚起する支援措置や林業・木材産業の成長産業化を実現するための必要な財源を確保すること。
 - 木材の生産・流通・加工施設の導入と集積、木材の利用拡大に中長期的かつ総合的に取り組むための基金の拡充を図るなど、地方の裁量による主体的かつ弾力的な取組が可能となるための必要な財源の確保
 - CLT（直交集成板）等の高付加価値製品加工の技術開発、木質バイオマス発電や木質ペレットボイラー導入・普及に対する支援の充実・強化
- ・燃油価格高騰により厳しい状況にある漁業経営に対し、経営安定化のための総合的対策を実施すること。

3 観光分野への支援強化

観光は、経済波及効果が大きく、我が国の力強い経済を取り戻すための重要な成長分野である。

中国地方は、日本を代表する世界遺産や世界ジオパーク、歴史、文化、伝統が豊かな自然と融合し、国内外の人々を魅了する数多くの観光資源に恵まれている。

急速に成長するアジアをはじめ世界の観光需要を呼び込み、地域経済活性化につなげるため、次の項目を着実に進めること。

- ・地域の特色ある歴史、文化、景観、食等の資源を活用した観光商品づくり、広域観光ルート整備、受入体制整備等への支援を行うこと。
- ・地方への観光客誘致促進を図るため、世界遺産、世界ジオパーク等を活用した観光振興のための情報発信を積極的に行うとともに、チャーター便を含めた海外からの航空路・航路の充実に対する支援、情報インフラ（無料公衆無線LAN等）の整備に対する支援。
- ・消費税増税による観光マインド低下を招かないよう、観光推進PRをより積極的に行うとともに、増税に対する代替的な旅行喚起策を実行すること。
- ・地方への外国人観光客誘致に必要なCIQ体制整備、中国・ロシア等のビザ要件緩和を行うこと。
- ・旅館、ホテル等の耐震診断・耐震改修に係る事業者負担を軽減するための支援を行うこと。

4 インフラ整備及び地域間ネットワークの構築

中国地方の多様な地域資源を有効に活用し、地域経済を再生するためには、中国地方全体の経済・交流基盤や国際競争力の強化に資するインフラ整備及び地域間ネットワークの構築が不可欠である。

しかしながら中国地方には、依然として山陰道をはじめとする多くのミッシングリンクが存在し、物流や観光振興等の地域経済活性化を図る上で大きなハンディキャップとなっている。

については、次の項目を着実に進めること。

- ・ ミッシングリンク解消のため、中国地方の高速道路の事業中区間の一層の整備促進、未事業化区間の早期事業化を図ること。
- ・ 地域高規格道路、主要国道・地方道の整備促進のための予算を確保すること。
- ・ 高速道路の料金制度は、全国共通の水準とするとともに、物流コストの低減や移動人口の増加に結びつく新たな料金制度の導入を図ること。また、利便性向上と渋滞緩和に資する簡易な「出入口」の増設を進めること。
- ・ 国際拠点港湾及び重要港湾の整備拡充並びに緊急かつ円滑な港湾整備の促進を図ること。
- ・ 「国際バルク戦略港湾」選定港の施設整備及び規制緩和を図るとともに「特定貨物輸入拠点港湾」にすべての選定港を指定し、支援措置を拡充すること。併せて、備讃瀬戸など航路の航行環境の改善を行うこと。
- ・ 「日本海側拠点港」選定港の港湾機能の充実・強化を図ること。
- ・ 地方航空路線を維持するため、国も一定の責任を担う仕組みの創設や、地方が取り組む路線維持対策への支援を行うこと。また、羽田空港の発着枠見直しに際し、地方航空路線への優先配分を行うこと。特に代替高速交通機関が未整備な地域を優先すること。
- ・ 離島航路に対する補助要件の緩和や運賃低廉化のための支援事業を創設すること。

平成25年11月20日

中国地方産業競争力協議会

第23回中四国サミットの概要について

平成25年11月27日
企 画 課

11月1日（金）、島根県松江市内で開催された第23回中四国サミットの結果概要は、次のとおりです。

- 1 開催日：11月1日（金）
- 2 場 所：松江市内（ホテル宍道湖）
- 3 出席者：中四国各県知事（平井伸治鳥取県知事、溝口善兵衛島根県知事、伊原木隆太岡山県知事、浜田恵造香川県知事 他各県副知事）等
山下中国経済連合会会長、常盤（ときわ）四国経済連合会会長

4 会議の概要

（1）基幹交通ネットワークの構築について

①高速交通ネットワークの整備促進について

ミッシングリンクの早期整備、暫定2車線区間の早期解消、地方の意見等を踏まえた高速道路等のネットワークの整備、高速道路等の有効活用、高速道路の料金割引、高速鉄道網の整備を内容とする「高速交通ネットワークの整備促進」に係る共同アピールを採択した。

②本州四国連絡高速道路への全国共通料金の導入等について

全国共通料金の導入に向けて、フェリーや鉄道などの公共交通機関への支援を内容とする「本州四国連絡高速道路への全国共通料金の導入等」に係る共同アピールを採択した。

（2）防災対策の強化について

災害に強い国土づくり、緊急防災・減災事業債と同等の支援措置の継続及び拡充、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の早期成立と新たな被害想定に基づく地震対策大綱等の早期制定を内容とする「大規模地震・津波をはじめとした自然災害に対する防災・減災対策の充実強化」に係る共同アピールを採択した。

（3）広域観光、スポーツを核とした地域間交流の推進について

中四国が連携して海外の観光客を取り込むインバウンドの広域的な取組みの検討及びプライドオブ中四国、マラソン大会、サイクリングツーリズム等のスポーツイベントを通じた中四国地域間での交流推進について検討を進めることとした。

（4）子どもを産み育てやすい社会の実現について

中四国各県の子育て支援施策の取組み及び婚活サポート、男性の育児参加、男女とも働きやすい職場づくり等中国・四国経済連合会と官民一体となった子育て環境の整備について、意見交換を行った。

（5）その他

○手話言語条例の制定及びあいサポート運動の取組を平井知事が紹介を行った。

○共同イベント「中四国文化の集い」に係る平成24年度及び平成25年度の実施概要が報告された。

高速交通ネットワークの整備促進について

それぞれの地方においては、安全・安心な暮らしの向上に努めるとともに、特徴的な地域産業の活性化や環境、観光など新しい分野の産業を育成するなど、地域の成長戦略に取り組んでいるところである。

しかしながら、中四国地域では、地域成長戦略の基盤となる高速道路等で、ミッシングリンクや暫定2車線の供用区間が数多く存在し、企業誘致、観光振興、地場産品の市場拡大、更には地域防災など、様々な分野で大きな障害となっている。高速道路等の整備に地域間で不均衡が生じていることは、日本全体の政策課題であり、バランスよく我が国を発展させるためには、広域的な交流・連携の促進や効率的な物流ネットワークを実現する高速道路等の早期整備が必要である。

また、東日本大震災や今夏の中国地方などを襲った集中豪雨を通じて、大規模災害時における緊急輸送道路や代替道路としての機能をはじめ、陸の防潮堤、緊急避難場所としての新たな機能など、命を守る道としてもその早期整備の必要性が改めて認識されたところである。

さらに、中四国地域の一体的かつ均衡ある発展を図るため、また、今後の大規模災害に対応できる国土基盤を構築するため、西日本における高速鉄道網の整備により、複軸型国土構造への転換を図るよう早急に検討を行う必要がある。

今後、中四国地域間の交流、連携を促進し、一体的な発展を図る上で、高速交通ネットワークが多くの利用者に活用され、高速道路等が本来有している機能が十分に発揮されることが重要であることから、次の事項について、政府に対し強く要請する。

1 ミッシングリンクの早期整備

国の骨格を形成する高速道路等は、経済社会の発展に不可欠な、最も基本的な社会基盤であり、大規模災害時や緊急医療等において国民生活を支える「命の道」としても重要な社会資本であるが、中四国地域には依然としてミッシングリンクが存在しており、災害に強い国土基盤を構築する観点からも、国家戦略として、国の責任において、早期にかつ優先的に、高速道路等のネットワーク全線の整備を進めること。

2 暫定2車線区間の早期解消

高速道路等の定時性、安全性の確保や物流機能の強化、被災復旧時における交通機能の確保を図るため、暫定2車線区間の4車線化を促進すること。

3 地方の意見等を踏まえた高速道路等のネットワークの整備

高速道路等のネットワークの整備の在り方について、その維持も含め、地方の意見が十分反映される仕組みの下で早急に明確化すること。また、整備の状況や防災面での評価、自治体の財政力にも配慮すること。

4 高速道路等の有効活用

地域の活性化や連携強化のほか、「緊急輸送道路」として最大限機能が発揮できるよう、スマートインターチェンジの増設を図るとともに、サービスエリア、パーキングエリアの防災拠点化を図ること。また、利用者の安全性確保や災害時の緊急避難場所としての活用が可能となるよう、新直轄区間や地域高規格道路を含めた高速道路等のネットワークにおいて、適切な間隔でパーキングエリアを設置すること。

5 高速道路の料金割引

利便増進事業については平成25年度末をもって終了することとなっているが、中四国地域での高速道路の整備が進みつつあり、周遊性が高まる中、高速道路の利用促進が図られるよう、平成26年度以降の料金割引を含めた料金水準については、利用者の視点に立ち、現行の水準を維持し、地域間格差のない、利用しやすいものとする。

そのために必要な財源確保については、今後の高速道路整備や維持更新に支障を及ぼさないようにすること。

6 高速鉄道網の整備

中四国地域における新幹線計画は、基本計画路線に位置付けられており、多様性のある経済圏・大交流圏形成による「多極交流圏の創設」、国土軸のリダンダンシーの確立と防災力強化による「新たな国土構造の構築」の観点から、中四国における高速鉄道網について、整備に向けた取組みを進めること。

平成25年11月1日

中四国サミット（中国・四国9県知事、中国・四国経済連合会会長）

本州四国連絡高速道路への全国共通料金の導入等について

本州四国連絡高速道路（以下「本四高速」という。）は、全国の高規格幹線道路ネットワークを構成し、関西・中国地方と四国地方とを結ぶ大動脈であり、両地域の連携や交流、物流や経済活動、文化や観光の振興等を支える重要な路線であるにも関わらず、全国的高速道路と比較して高い料金が設定されているため、架橋効果が十分に生かされていない。

また、関係地方公共団体は厳しい財政状況の中、NEXCO路線では求められていない多額の出資（平成24年度末 約5,600億円）を行ってきた。

このため、平成22年度～23年度にわたり、関係地方公共団体で連携し、「本四高速の料金等に関する調整会議」において、平成24年度以降の料金設定に当たり、地方負担を求めることなく、地域間格差のない利用しやすい料金体系を構築すべきこと等を主張してきた。

その結果、本四高速の料金について、平成26年度から全国共通料金の導入を目指すこと、また、出資についても、減額した上で平成24年度、25年度の2年間に限り継続することで国と合意したところである。

ところが、国の社会資本整備審議会・道路分科会の国土幹線道路部会が本年6月に取りまとめた中間答申では、シンプルで合理的な料金体系とするよう方向性が示されたものの、本四高速のみ、「料金割引を含めた実質の料金水準に留意し、料金割引の縮小などを図るべき」とされ、本四高速の平成26年度以降の料金が全国共通の水準にならないのではないかと危惧されている。

一方、これまでの高速道路の大幅な料金引下げにより、フェリーや鉄道などの公共交通機関では利用が激減するなど、大きな影響を受けており、今後、経営環境の更なる悪化が懸念される。

以上により、本四高速の架橋効果を最大限に生かし、中四国地域が今後一層発展できるよう、次の事項について、政府に対し強く要請する。

1 全国共通料金の導入に向けて

本四高速については、「今後の本四高速料金の基本方針（平成24年2月17日）」に基づき、平成26年度から、地域間格差のない利用しやすい料金となるよう、割引も含め、全国共通料金を確実に導入すること。

2 フェリーや鉄道などの公共交通機関への支援

既に深刻な影響を受けているフェリーや鉄道などの公共交通機関が、将来にわたって持続的に存続できるよう、別途、効果的な支援制度を早急に創設すること。

平成25年11月1日

中四国サミット（中国・四国9県知事、中国・四国経済連合会会長）

大規模地震・津波をはじめとした自然災害に対する 防災・減災対策の充実強化について

我々地方においては、東日本大震災の教訓を基に大規模地震・津波災害への備えや、近年頻発する豪雨災害などへの備えとして、防災・減災対策に取り組んでいるところである。

とりわけ、中国・四国地方においては、平成24年3月からカウンターパート制による災害時相互応援体制を構築し、各県の防災関係情報の共有や図上訓練への相互参加など、防災・減災対策の充実強化の取組みを進めている。

こうした中、本年6月、今後の南海トラフ地震対策を進めていく上で根幹となる「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法案」が国会に提出され、この臨時国会で審議が行われている。甚大な被害が想定される地域においては、これまでも住民の命を守る対策を最優先して進めてきたところであるが、地域ごとの様々な課題を踏まえた対策を強力に進めるためにも、特別措置法の一日も早い成立が望まれている。

また、この夏中国地方などを襲った集中豪雨により、多大なる被害を受け、この国で暮らしていく上で、自然災害に対する防災・減災対策の重要性をあらためて思い知らされたところである。

何より尊い命を確実に守るとともに経済的な損失などあらゆる被害を最小限にとどめ、被災後の復旧・復興を速やかに果たすことができるよう防災・減災対策をさらに強力に推進するため、次の事項について、政府に対し強く要請する。

1 災害に強い国土づくり

大規模な自然災害が発生すれば、甚大な人的・物的被害が発生し、その後の経済活動にも多大な影響を及ぼすこととなる。こうした被害・影響を最小限にとどめるため、被災者支援や復旧資機材の搬送に欠かせない高速道路等のミッシングリンクの解消など、大規模災害時のリダンダンシーの確保に向けた社会資本ネットワークの強化や、防災上重要な公共土木施設等の整備、民間事業者における事業継続のための対策を推進すること。

特に、津波による被害を軽減するとともに避難時間を稼ぐための粘り強い海岸堤防や防波堤の整備、近年頻発する豪雨に備えた河川の改修や山間部の土砂災害対策、また、ハード対策と相まって被害を軽減させるための警戒避難体制の整備等ソフト対策の充実など、災害に強い国土づくりを推進すること。

2 緊急防災・減災事業債と同等の支援措置の継続及び拡充

地域が抱える様々な課題に柔軟に対応でき、かつ財政上も有利な緊急防災・減災事業債と同等の支援措置を継続するとともに、国庫補助事業の地方負担分にもこの起債を充てられるように拡充すること。

3 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の早期成立と新たな被害想定に基づく地震対策大綱等の早期策定

南海トラフ地震対策に国を挙げて取り組むためにも、特別措置法の一日も早い成立と、これに基づく対策の充実強化、総合的な防災対策を進めるためのマスタープランである大綱等を早期に策定すること。

平成25年11月1日

中四国サミット（中国・四国9県知事、中国・四国経済連合会会長）

関西広域連合委員会・連合議会・近畿ブロック地方産業競争力協議会等について

平成25年11月27日
企 画 課

平成25年10月及び11月に開催された関西広域連合委員会、関西広域連合協議会、関西広域連合議会11月臨時会及び近畿ブロック地方産業競争力協議会の概要は、次のとおりです。

1 第38回関西広域連合委員会

(1) 日時及び場所

- 日 時：平成25年10月24日（木） 16:00～17:10
- 場 所：大阪市（大阪府立国際会議場）

(2) 委員会の概要

①今夏の電力需給の検証・今冬の電力需給対策について

- ・ 関西電力(株)香川取締役副社長から、今夏の電力需給実績と今冬の電力需給見通し（予備率3%は確保できる見通しであること）について説明があった。
- ・ 関西広域連合として、関西電力管内における今冬の節電（平成22年冬と比べて6%削減を目安）を家庭や企業に呼び掛けていくこととした。

②リニア中央新幹線全線同時開業に関する要請について

- ・ リニア中央新幹線の整備効果を最大限発揮させるため、国家プロジェクトとして、東京・大阪間の全線同時開業を実現することについて要請するとともに、関西広域連合と十分協議されるよう国に求めることとした。→11月8日に、井戸連合長と嘉田知事による要請活動を実施済。

③平成26年度国の予算編成等に対する提案について

- ・ 「地方分権改革の推進」や「社会基盤の構築」、「広域観光・文化振興の推進等」など、国の来年度予算編成の時期を捉えた提案について原案の最終確認がなされ、国に対し提出することを決定した。→11月18日に、関係省庁に対して発出済。

2 第5回関西広域連合協議会（意見交換）

(1) 日時及び場所

- 日 時：平成25年10月24日（木） 12:30～15:00
- 場 所：大阪市（大阪府立国際会議場）

(2) 協議会の概要

関西広域連合の運営や関西の目指すべき将来等について幅広く意見を聴取するため、有識者等の委員で構成される協議会を設置し、定期的に連合委員と意見交換を実施。

【協議会委員からの主な意見】

- ・ 神戸空港の利便性向上に向けた取組を進め、ASEAN等の国々から観光客を誘致してこるべき。
- ・ 訪日観光客の主要目的地である京都の次の目的地として、関西各地に来てもらう取組も重要。
- ・ 関西には、数多くの伝統産品がある。環境整備、積極的な情報発信、異業種交流等対応願う。
- ・ 日本は、起業が少ないという現状を打破するため、人材育成、制度改革など「地域経済の体質転換」を行い、地域を絶えず躍動させていく仕組みを考えるべき。
- ・ 若者が定住し農林水産業に従事できる持続可能な地域社会の構築を進めてほしい。
- ・ ドクターヘリなど広域救急医療体制は充実してきたことから、次は専門医療としてのがん対策や総合医の育成を広域で展開していくべき。
- ・ 北陸新幹線や中央新幹線の経路及び整備方法について、地域あるいは国全体にとって何が最善なのかを議論すべき。
- ・ 「琵琶湖・淀川水系」の保全・利用は利害調整が難しいが、これを適切に実施していく主体としての広域連合の役割が重要である。

3 近畿ブロック地方産業競争力協議会

(1) 日時及び場所

■ 日 時：平成25年11月21日(木) 9:30~10:40

■ 場 所：大阪市(リーガロイヤルNCB)

※近畿ブロック地方産業競争力協議会

国の「日本再興戦略(H25.6.14)」及び「成長戦略の実行方針(H25.10.1)」に位置づけられている地方産業競争力協議会について、近畿ブロックで設置し、ブロックの産業戦略をとりまとめるとともに、国の政策決定プロセスに反映させていく等の取組みを行うもの。

・委員(19名)：関西広域連合構成団体の長(11)、奈良県・福井県知事、経済団体の長(4)、有識者(1)

・オブザーバー：三重県、国の地方支分部局

・事務局：関西広域連合

(2) 協議会の概要

・秋山喜久氏(関西広域連合協議会会長)が会長として選任された。

①地域戦略の策定について

・近畿ブロックの産業戦略(本年度末を目処に取りまとめの予定)について、取り組むべき分野や方向性について意見交換が行われた。

②緊急提言について

・国の補正予算や26年度当初予算に向け、緊急提言について意見交換が行われ、11月中に取りまとめることとされた。(提言内容、要請方法については現在調整中)

〔主な意見〕

◇産業全般

- ・国際競争力の強化に取り組んでほしい。
- ・地域の人材育成について早急に取り組むべき。
- ・高い産業集積を誇る医療分野、アジアのゲートウェイとしての国際ビジネス分野が有力ではないか。
- ・人口減少社会の中、子育て・女性の参画は産業問題として捉えるべき。女性の社会参画が経済成長のプラスになる。
- ・途上国など世界で水環境ビジネスが求められている。関西において都市環境でしっかりと水保全の結果を出せばビジネスとして伸びる素地がある。

◇規制緩和等

- ・国際戦略特区で、現在の総合特区でできなかった規制緩和を実現していくことが重要。
- ・税の減免制度、規制緩和など、産業界のニーズに応じたものを提案していくべき。
- ・関西国際空港・伊丹空港・神戸空港などの空港の有効活用のために規制緩和が必要。

◇観光

- ・海外からの観光客を呼び込むために関西の魅力をしっかりと打ち出すべき。
- ・海外からの観光客の吸引力があるアニメやポップカルチャーを、観光の目玉として前面に打ち出してはどうか。

◇スポーツ

- ・2020年のオリンピック開催で東京一極集中が加速されることにならないよう、観光の戦略が必要。
- ・ワールドマスターズゲームズを2020年の東京オリンピックと同様に国家的なプロジェクトとして訴えていくべき。

◇農業

- ・ 農業経営体から給与を得て農業に従事する者を作っていないと農業は維持していかない。
- ・ 農産物を輸出していくために、国から外国に対し障壁撤廃の制度交渉などをしっかりと行って欲しい。

◇インフラ

- ・ 関西全体として首都機能のバックアップを主張していかないといけない。
- ・ 産業基盤を支えるインフラの整備、公共投資（リニア中央新幹線の全線同時開通、ミッシングリンクの解消、北陸新幹線など）をしっかりと訴えていくべき。
- ・ 民間活力を活用したインフラ整備の方策も検討する必要がある。
- ・ 公衆無線LAN、Wi-Fiスポットは災害時のほか、平時には海外の観光誘客にも有効。国家のIT戦略のさきがけとして関西でのフリースポット整備の位置付けを。

4 第39回関西広域連合委員会

(1) 日時及び場所

- 日 時：平成25年11月21日（木） 11:10～12:35
- 場 所：大阪市（リーガロイヤルNCB）

(2) 委員会の概要

①台風18号災害による近畿地方整備局管内河川の状況について

- ・ 台風18号災害による近畿整備局管内河川の被災状況及びその対応について、近畿地方整備局から報告を受けるとともに、早期の復旧・復興、観光への配慮や総合治水の推進、河川整備の加速化などを求めた。

②関西広域連合エネルギープラン（中間案）について

- ・ 関西における望ましいエネルギー社会の実現に向け、エネルギーに関する取組の方向性、重点目標を定めた関西広域連合エネルギープランについて、中間案の報告がなされた。今後、パブリックコメントや常任委員会への報告を行いながら、今年度中に策定する予定。

③関西版マスターズ大会の開催方法について

- ・ 関西版マスターズ大会について、既存のマスターズ大会や生涯スポーツ大会に、冠をつける方式で来年度から実施することを決定した。

④ドクターヘリ事業の取組みについて

- ・ ドクターヘリの未整備地域となっていた兵庫県播磨地域及び丹波南部地域を運航範囲として、11月30日から「兵庫県ドクターヘリ」の運航を開始することについて報告がなされた。
- ・ また、京都府南部地域及び滋賀県全域を運航範囲として導入を予定している「京滋地域ドクターヘリ」について、域内での「30分以内での救急搬送体制」構築の観点から、基地病院を滋賀県内に設置すること、また、平成27年度からの導入を目指すことについて報告があった。

5 関西広域連合議会 11月臨時会

(1) 日時及び場所

- 日 時：平成25年11月21日（木）13:10～18:30
- 場 所：大阪市（リーガロイヤルNCB）

(2) 11月臨時会の概要

○本県選出の稲田寿久議員が監査委員に選任された。

○次の議案が、原案のとおり可決された。

- ・ 関西広域農林水産業ビジョンを定める件（第12号議案）
- ・ 平成25年8月関西広域連合議会定例会提出に係る第9号議案の件（決算認定）

○一般質問（本県関連）について

- ・ 一般質問において、本県選出の藤井省三議員から、米子鬼太郎空港にスカイマークが就航する機会を捉え、鳥取県が関西広域連合にどのように貢献していくのか、また関西広域連合に鳥取県がどのような参加のあり方をしていくのか質問がなされた。
- ・ これに対し平井委員からは、次の答弁がなされた。
 - ▶ 米子鬼太郎空港から関西に観光客を供給していく、関西空港だけでない別の道筋もたちうるのではないかと思う。境港にはロシアに我が国唯一の定期貨客船が就航している。日本海側に玄関口を持つ、別のルートを持つということの意義は、たいへんに大きなものがあると思う。そういう意味で、産業面でも観光面でも貢献ができるのではと期待をしている。
 - ▶ スカイマークの就航が、関西広域連合に鳥取県が加入していない環境や試験・研修の分野にただちに影響があるとは考えにくい、県議会や住民の皆様のご意見を聴きながら、幅広く参加のあり方について議論をしていきたいと思う。

次期関西広域連合広域計画について

平成25年11月27日

企 画 課

関西広域連合では、実施する事務を総合的に計画的に推進するため、地方自治法291条の7第1項の規定に基づき「広域計画」を策定している。

現在、平成26年度からの次期広域計画を策定中であり、これまでに関西広域連合委員会での議論や関西広域連合協議会等での意見聴取を行いながら、その作業を進めているところ。

1. これまでの検討状況

- ・平成24年11月から「関西広域連合協議会有識者分科会」を5度開催し、意見をうかがいながら次期広域計画の中間素案を作成。
- ・各構成府県市の意見を踏まえ原案を作成し、連合議会、関西広域連合協議会の全体会議や分野別分科会等において、随時、意見を聴取しているところ。
 - ▶ 連合議会総務常任委員会（10月12日・11月9日）
 - ▶ 関西広域連合協議会（10月24日）
 - ▶ パブリックコメントの実施（10月20日～11月20日）

2. 現行計画からの主な変更点

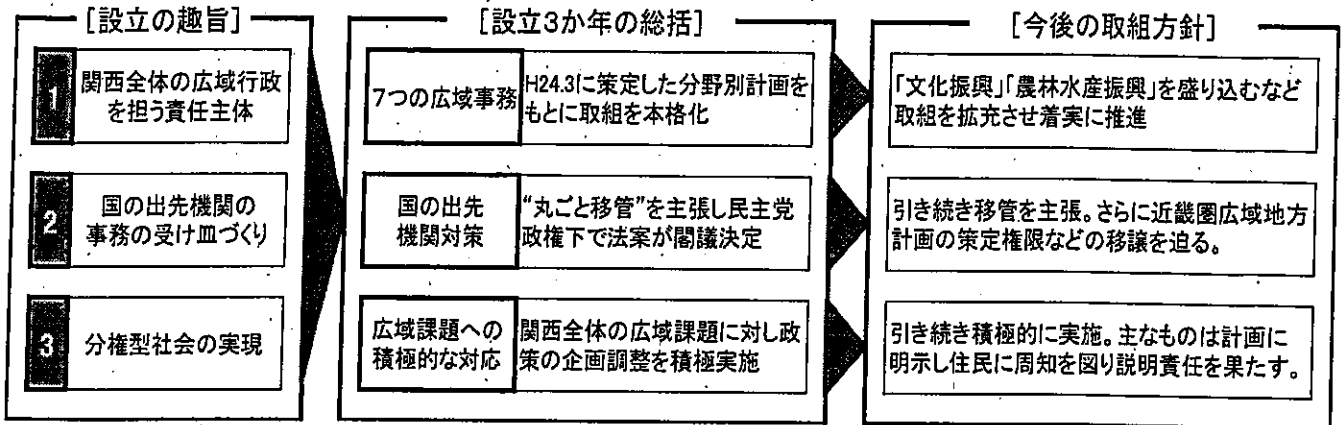
- ①「広域観光・文化振興」…「文化振興」の具体的な取組（重点方針）を新たに記載。
 - (1) 関西文化の振興と内外への魅力発信
 - (2) 連携交流による関西文化の一層の向上
 - (3) 関西文化の次世代継承と人材育成
 - (4) 情報発信・連携交流支援・人づくりを支える環境（プラットフォーム）づくり
- ②「広域産業振興」…「農林水産業振興」の具体的な取組（重点方針）を新たに記載。
 - (1) 地産地消運動の推進による域内消費拡大
 - (2) 食文化の海外発信による需要拡大
 - (3) 国内外への農林水産物の販路拡大
 - (4) 6次産業化や農商工連携の推進などによる競争力の強化
 - (5) 農林水産業を担う人材の育成・確保
- ③「企画調整等」…広域にわたる施策の企画調整として、引き続き「広域インフラのあり方」や「エネルギー施策のあり方」、「特区事業の展開」に取り組むことを明記。

3. 今後の進め方

- ・パブリックコメントにおける意見や各構成府県市議会からの意見、また、構成府県内市町村との意見交換（12月26日）、平成26年1月の連合議会総務常任委員会等での意見を参考に修正を行い、同1月の連合委員会で次期広域計画最終案について意見交換を行う。
- ・平成26年3月に開催する連合議会に、次期広域計画案を提案する予定。
- ・広域連合が取り組む具体的な事務（企画調整事務及び連絡調整に係る事務を除く）が新たに発生した場合は、規約を改正することを原則としていることから、平成26年3月に開催する連合議会への提案の前に、各構成団体の議会（2～3月）において規約変更の議決をいただく予定。

次期関西広域連合広域計画原案のポイント

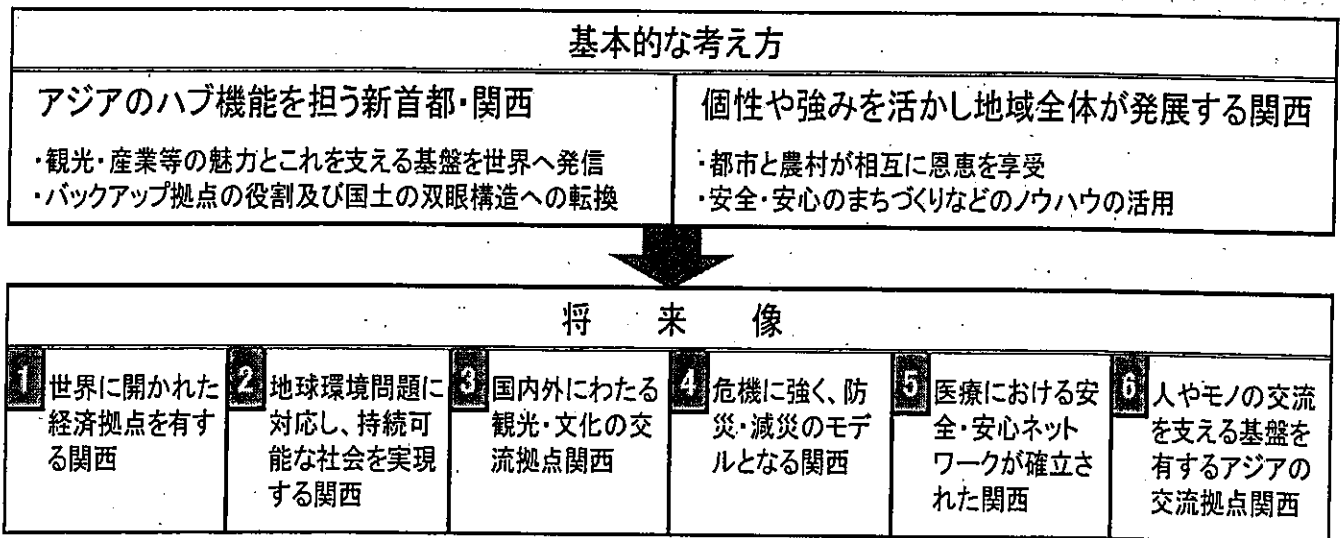
第1 広域計画の改定にあたって



第2 広域計画の期間及び改定 H26～28の3年間(広域連合長が必要と認めた場合は、随時改定)

第3 広域計画の対象区域 構成団体の区域(鳥取県及び構成指定都市は参加事務に応じて区域除外)

第4 広域連合が目指すべき関西の将来像



第5 実施事務の対応方針及び概要

(広域事務)

広域事務名	重点方針
広域防災	① 大規模広域災害を想定した広域対応の推進 ② 関西の広域防災拠点のネットワーク化の推進 ③ 防災・減災事業の推進
広域観光文化振興	① 「関西観光・文化振興計画」の推進 ② 「KANSAI」を世界に売り込む ③ 新しいインバウンド市場への対応 ④ マーケティング手法による誘客 ⑤ 安心して楽しめるインフラ整備の充実 ⑥ 推進体制の充実
	① 関西文化の振興と内外への魅力発信 ② 連携交流による関西文化の一層の向上 ③ 関西文化の次世代継承と人材育成 ④ 情報発信・連携交流支援・人づくりを支える環境(プラットフォーム)づくり

広域産業振興	産業	① 世界の成長産業をリードするイノベーション創出環境・機能の強化 ② 高付加価値化による中堅・中小企業等の国際競争力の強化 ③ 「関西ブランド」の確立による地域経済の戦略的活性化 ④ 企業の競争力を支える高度人材の確保・育成
	農林水産業	① 地産地消運動の推進による域内消費拡大 ② 食文化の海外発信による需要拡大 ③ 国内外への農林水産物の販路拡大 ④ 6次産業化や農商工連携の推進などによる競争力の強化 ⑤ 農林水産業を担う人材の育成・確保
広域医療		① 「関西広域救急医療連携計画」の推進 ② 広域救急医療体制の充実 ③ 災害時における広域医療体制の整備・充実 ④ 新たな連携課題に対応した広域医療体制の構築
広域環境保全		① 「関西広域環境保全計画」の推進 ② 再生可能エネルギーの拡大と低炭素社会づくりの推進 ③ 自然共生型社会づくりの推進 ④ 循環型社会づくりの推進 ⑤ 環境人材育成の推進
資格試験・免許等		① 資格試験・免許等事務の着実な推進、 ② 処理する資格試験・免許等事務の拡充の検討
広域職員研修		① 幅広い視野を有する職員の養成及び業務執行能力の向上、 ② 構成団体間の相互理解及び人的ネットワークの形成 ③ 研修の効率化

(その他広域にわたる政策の企画調整等)

広域にわたる政策の企画調整	基本的な政策の企画及び調整に関する事務を引き続き積極的に行う (一定の組織体制の下、取組を進めるもの) ①広域インフラのあり方 ②エネルギー政策のあり方 ③特区事業の展開
地域の振興計画の策定及び実施	新たな広域行政課題が発生し、計画的な対応が必要となった場合、地域の振興に関する計画の策定及び実施に関する事務を行う

(事務の順次拡充)

事務の順次拡充	都市と農村の交流などの地域活性化策、大学間連携などの高度人材育成・確保策、統計・情報分析、行政委員会事務の共同化、公設試験研究機関の連携の強化、国道及び河川の一体的な計画、整備及び管理など今後3年間で基本方向や可能性を検討
---------	---

第6 国の事務・権限の移譲

国の出先機関の地方移管	① 引き続き経済産業局、地方整備局、地方環境事務所の丸ごと移管を求める ② 実績を積み重ね、8府省15系統の国の出先機関の地方移管を目指す
国の事務・権限の移譲	近畿圏広域地方計画の策定権限など、地方に委ねるべき国の事務・権限の移譲を求める
国の道州制検討への対応	国主導で中央集権型道州制を押しつけられることのないよう地方分権改革を推進する立場から国に提言

第7 広域連合のあり方

[住民等との連携]	[広域連合の今後の方向]
住民に対する情報発信	○行政評価制度による政策目標・指標のPDCAサイクルの実施 ○既存組織の活用や外部機関による監査体制の構築を検討 ○国の事務・権限が大幅に移譲された際のガバナンス強化を検討 ○将来の広域行政システムのあり方の評価・検討 ○連携団体(奈良、三重、福井)の広域連合への加入促進
構成団体内市町村との情報共有	
官民連携による推進	

第8 計画の推進 広域計画と分野別計画の一体的な推進及び必要に応じた随時見直し

2021年ワールドマスターズゲームズの関西開催の決定について

平成25年11月27日
企 画 課
スポーツ健康教育課

11月7日から10日にIMGA（国際マスターズゲームズ協会）による査察が行われた結果、関西開催が合意に至り、基本合意書への調印式が行われましたので、次のとおり報告します。

1. IMGA査察

(1) 日程

全体査察日程：11月 7日（木）～11月13日（水）

鳥取県内査察：11月 8日（金）

基本合意書調印式：11月10日（日）

(2) IMGA査察団

会 長 カイ・ホルム（元IOC委員）

理 事 マリソル・カサド（国際トライアスロン連合会長、現IOC委員）

ボブ・エルフィンストン（元国際バスケットボール連盟会長）

事務局長 ジェンズ・ホルム

マネジャー サマンサ・ヘイワード

(3) 鳥取県内の査察について

① 概要説明（望湖楼）

- ・ 平井知事が、鳥取県の自然や観光施設、また主なスポーツ施設などの概要説明を行った。
- ・ また、小原工さんと大部由美さんから、鳥取県は自然が豊かでありスポーツに適した環境であることや、鳥取県内においてWMGが開催されることへの期待について発言がなされた。
- ・ カイ・ホルム会長からは、「鳥取は自然の景色が美しく、健康的であり、スポーツに適した地である。」「これまでの開催地を上回る参加者を魅了し、日本での2021年WMG開催が成功裏に終わると確信している。それにむけて一緒に頑張っていきたい。」と発言があった。

<鳥取県側出席者>

平井知事

小原 工（シドニーオリンピックトライアスロン日本代表、スポーツ観光マイスター、スポーツツーリズムアドバイザー、鳥取県トライアスロン協会強化部長）

大部由美（元サッカー日本女子代表チーム主将、FIFA女子世界選手権第1回～4回出場、アトランタ五輪、アテネ五輪出場、JFA女子担当ナショナルトレセンコーチ）

② 競技施設査察

- ・ トライアスロン競技会場見学（ハワイ夢広場）
- ・ グラウンドゴルフ競技施設見学（潮風の丘とまり）
- ・ 陸上競技施設等競技施設見学（コカコーラ・ウエストパーク）
- ・ カイ・ホルム会長からは、潮風の丘とまりでは、「初めてプレーしたがとても楽しかった。開催地から申し出があればグラウンドゴルフをオプション競技として行うことも検討したい。」と発言があった。また、コカコーラ・ウエストパークでは、「競技施設はいずれも素晴らしく、コンディションも良く問題ない。」と発言があった。

2. 基本合意書調印式について

○査察の結果、関西地域での開催について基本合意に至り、京都市内において、「関西ワールドマスタースゲームズ 2021 開催に関する基本合意書」への調印式が行われた。

場 所：浄土真宗本願寺派本山本願寺（西本願寺）

署 名 者：〔国際マスタースゲームズ協会〕

(3名) 会 長 カイ・ホルム

理 事 ボブ・エルフィンストン

〔ワールドマスタースゲームズ 2021 年関西大会準備委員会〕

会 長 井戸 敏三（関西広域連合長・兵庫県知事）

<カイ・ホルム会長のコメント>

- ・ アジアがこれから世界を将来に向かって牽引していく、引っ張ってくれる地だと感じており、東京オリンピックが開催されることもあり、そのアジアで開催するその一番スタートとしてこの関西が一番いいと感じた。
- ・ 2021年にこの日本でWMGで開催されると、きっと大成功になるものと全く疑いを持っていない。そして皆様が、非常に素晴らしい経験をされるということも期待しているし、またされると確信している。

3. 今後について

①今後、準備委員会において次の検討等を行っていく。

- ・ 大会開催に必要な方針及び総合計画に関する検討
- ・ 国等への支援要請活動
- ・ 実行組織（組織委員会）の設立準備 等

②組織委員会を、2014年9月30日までに設置する。

- ・ 組織委員会において、2014年中にIMGAと負担金の支払時期や金額等を定める開催地契約を締結する（基本合意書に記載）。
- ・ 開催府県市間の負担の考え方については、組織委員会で検討する。
- ・ 競技種目・開催地についても組織委員会の中で検討する予定である。

関西ワールドマスタースゲームズ 2021 開催に関する基本合意書

国際マスタースゲームズ協会（以下、「IMGA」）からの 2012 年 10 月 10 日の日付文書での 2021 年ワールドマスタースゲームズ日本招致に関する提案に対し、関西広域連合として同大会を関西へ招致する手続を進める旨決定したことを踏まえ、関西の主要な経済団体並びに関連する府県及び市、関連する府県の体育協会の代表等で構成するワールドマスタースゲームズ 2021 年関西大会準備委員会（以下、「準備委員会」）が設立された。

IMGA と準備委員会は、2021 年のワールドマスタースゲームズを関西地域の府県及び市において開催することに関し、以下の通り合意した。

1. 関西ワールドマスタースゲームズ 2021 の開催

IMGA は、関西広域連合により提案された関西地域を 2021 年ワールドマスタースゲームズの開催地として決定する。関西広域連合は、2021 年ワールドマスタースゲームズの開催について IMGA の責任あるパートナーであることを了承する。

2. 名称

関西ワールドマスタースゲームズ 2021（英文名：KANSAI World Masters Games 2021）とする。

3. 組織委員会の設置

遅くとも 2014 年 9 月 30 日までに、準備委員会を改組して、関西ワールドマスタースゲームズ 2021 組織委員会（以下、組織委員会「OCOG」）を設置する。関西広域連合は、OCOG を全面的に支援する。

4. ワールドマスタースゲームズ開催地契約の締結

IMGA と準備委員会は、IMGA と OCOG が署名するワールドマスタースゲームズ開催地契約を 2014 年中に締結するよう契約内容（負担金の支払時期及び金額を含む）についての具体的協議を行う。

5. IMGA への負担金

関西ワールドマスタースゲームズ 2021 の IMGA への負担金は 500 万ユーロとする。

2013 年 11 月 10 日、IMGA と準備委員会の代表が本基本合意書に署名し、英語により本書二通を作成した。

全国知事会議の概要について

平成25年11月27日
企 画 課

11月8日に開催された全国知事会議の概要は、次のとおりです。

1 政府主催全国知事会議（場所：総理大臣官邸）

安倍内閣総理大臣出席のもと、地域経済の活性化、東日本大震災からの復興の加速化、地方制度に係る重要政策課題をテーマとして、内閣総理大臣と知事との懇談が行われた。

（1）平井知事の発言に対する安倍総理の発言

平井知事から安倍総理に対して、「とり残された人を助けて欲しい」をテーマに、拉致被害者の救出の実現と、鳥取県において手話言語条例を制定したことを紹介した上で手話言語法の制定と障害者権利条約の批准について要望した。

それに対して安倍総理からは、拉致問題についてはすべての拉致被害者の奪回は安倍政権の使命でありしっかり対話を行っていくとともに、手話言語法の制定等についても検討していきたいと手話を交えての返答があった。

（2）その他の安倍総理の発言の概要

冒頭、東日本大震災からの復興に全力で取り組むとともに、景気回復の実感を全国津々浦々まで届け地域を元気にしていきたいと挨拶があった。

その後、各知事からの要望に対し、基金創設を含め地域の雇用対策に取り組むこと、交付税を含む地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源を確保すること、農地転用に係る事務・権限の移譲についても検討していくことなどについて前向きな発言があった。

また、地方公務員給与については、総理自ら経済界に対して賃上げを要求していることやデフレ脱却の必要性を踏まえ、国家公務員給与の検討に合わせて検討していくとの発言があった。

2 全国知事会主催全国知事会議（場所：都道府県会館）

政府主催の全国知事会議に先だって全国知事会主催の全国知事会議が開催され、総理や閣僚に対する提言・要望の内容・方向性等について協議した。

（1）平成26年度予算、地方財政対策及び税制改正並びに平成25年度補正予算について

年末の予算編成に向け、地方の安定的な財政運営を確保するため、一般財源総額の確保、歳出特別枠の堅持、臨時財政対策債の縮減と償還財源の確保、基金事業等の取扱いなどについて盛り込んだ税財政に関する提言をとりまとめた。

（2）直轄道路・河川について

これまで具体的な進捗が見られなかった直轄道路・河川に係る権限移譲について、今般、内閣府から権限移譲に係る財源措置の案が示されたことを受け、全国知事会としての対応について協議を行った。出席した知事から、維持管理費についての適切な財源措置や建設費も含めての恒久的な財源措置を求める意見が数多く出された。

平成 26 年度税財政等に関する提案

全国知事会
平成 25 年 10 月

【総論】

I 地方分権改革の実現に不可欠な地方税財源の確保・充実

政府は、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の「三本の矢」による経済政策（いわゆるアベノミクス）に一体的に取り組んでおり、我が国経済は、緩やかに回復しつつある。しかし、地方では円安の進行に伴う原材料費、エネルギーコストの高騰等もあり、地方の中小企業を取り巻く経済環境は依然として厳しく、また、安定的な雇用も十分確保されているとは言えない。日本経済及び地域経済を本格的な成長軌道に乗せ、デフレからの早期脱却と持続的な経済成長を実現するためには、今後とも国と地方が連携・協力して、日本の再生に取り組まなければならない。

こうした中、政府は平成 25 年 6 月 14 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針」（以下「骨太の方針」という。）において、国・地方のプライマリー・バランスについて、2015 年度までに 2010 年度に比べ赤字の対 GDP 比の半減、2020 年度までに黒字化、その後の債務残高の対 GDP 比の安定的な引下げを目指すとし、聖域を設けず、義務的経費も含めて踏み込んだ見直しを行い、財政の健全化を図るとしている。平成 25 年 8 月 8 日に閣議了解された「中期財政計画」では、地方財政についても、国の歳出の見直しと基調を合わせることでされており、今後、地方交付税総額や公共事業費などの削減について、厳しい議論が行われることが想定される。

地方財政の健全化に向けた努力は、引き続き必要だが、地方が責任をもって地域経済活性化・雇用対策はもとより、教育、医療、子育て支援や高齢者対策等の福祉、安全、国土強靱化のための防災・減災事業などの施策を実施するためには、その基盤となる地方税財政の安定が必要である。平成 26 年度においては、地域経済の動向等を十分に踏まえ、地方単独事業を含めた社会保障関係費の増をはじめ、上記のような地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映し、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保することにより、地域経済対策等を十分講じられるようにすべきである。

今後、子育て支援・少子化対策や高齢者福祉の充実、地域経済の活性化など地方の増大する役割に対応し、地方分権改革を実現していくためには、国と地方の税財源配分を国と地方の役割分担に見合った形で見直すとともに、地方消費税の充実や地方法人課税のあり方を見直すことにより税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築することが必要である。

Ⅱ 税制抜本改革の推進

1 社会保障と税の一体改革

社会保障と税の一体改革においては、今後も社会保障関係費の増加が続くと見込まれる中、国の制度と地方単独事業それぞれのセーフティネットが組み合わさることによって、今後の社会保障制度全体が持続可能となることから、消費税・地方消費税を5%引上げるにあたり、地方分として1.54%（うち地方消費税1.2%、地方交付税原資0.34%）が確保されたところである。

平成25年10月1日には、厳しい日本の財政状況や急速に進む少子高齢化という現状を踏まえて、引き続き、着実に経済状況の好転を図りつつ、平成26年4月には消費税及び地方消費税を引上げることが決定されたが、引上げに際しては、いわゆる「逆進性」への対策をはじめ、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（以下「消費税法改正法」という。）において消費税の引上げを踏まえて検討することとされた課題等について、今後とも、国・地方が相互に協力し、検討を進める必要がある。

具体的な検討にあたっては、以下の点を踏まえるべきである。

（1）低所得者層に配慮した「逆進性」への対応

消費税、地方消費税の引上げを行う際には、低所得者層ほど税負担が重くなる「逆進性」が高まるとの指摘があることも踏まえて、十分な配慮が必要である。今回実施される予定の簡素な給付措置は暫定的及び臨時的な措置であることから、今後、①所得税の税額控除と低所得者層への給付金を組み合わせた「給付付き税額控除制度」等による緩和措置の導入、②食料品等の生活必需品や特定のサービスへの軽減税率の導入、③その前提としての「インボイス方式」の導入などについて、そのメリット・デメリットを広く国民に明らかにした上で検討すべきである。

なお、平成25年度与党税制改正大綱においては、「消費税の10%引き上げ時に、軽減税率制度を導入することをめざす」とされているが、軽減税率の導入については、検討を要する課題が多岐に渡るため、その導入時期については慎重に検討すべきである。また、実際に導入する際には、地方消費税や地方交付税の総額が減少することから、地方の社会保障財源に影響を与えることのないよう、地方税財源を確保する方策が同時に講じられるべきである。

（2）中小事業者への配慮

取引上不利な地位にある中小事業者において、消費税・地方消費税の円滑かつ適正な転嫁に支障が生ずることのないよう、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」に基づき、下請事業者に対する不公正な取引の取締りや監視の強化などの対策を確実に実施すべきである。

（3）地方消費税収と社会保障給付水準のかい離の調整

地方消費税は地域間の税収の偏在性の小さい税ではあるものの、各団体の地方消費税収と社会保障給付の水準は一致しないことから、「消費税収の社会保障財源化」の趣旨を踏まえ、三位一体改革時の取扱いを参考に、引上げ分の地方消費税について基準財政収入額への算入率を大幅に高めるとともに、

引上げ分の消費税収を充てることとされている社会保障制度の機能強化や機能維持等に係る地方負担については、その全額を基準財政需要額に算入することを検討すべきである。

(4) 「人口」を重視した地方消費税の清算基準の検討

地方消費税については、税の最終負担者である消費者が消費を行った地域と税収の最終的な帰属地を一致させるために、各都道府県間において清算を行っている。社会保障財源を確保するため地方消費税を引き上げる経緯にも鑑み、清算基準である「消費に相当する額」について、小売年間販売額やサービス業対個人事業収入額、新たに導入される経済センサスによっては正確に都道府県別の最終消費を把握できない場合に、消費代替指標として「人口」を用いること等により、算定における「人口」の比率を高める方向で見直すことを検討すべきである。

(5) 地方法人特別税の抜本的な見直し

地方法人特別税は、あくまで暫定的な措置として導入されたものであり、税制抜本改革による地方消費税の引上げ等により、地域間の偏在性が小さく安定性の高い地方税体系の確立を図るとともに、それに対応して、その廃止等を図ることを基本として検討すべきである。

(6) 税源の偏在性の是正

税制抜本改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税のあり方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずるべきである。

地方消費税は地方法人課税などと比べ地域間の税収の偏在性が比較的小さい税ではあるものの、一人当たり税収で最大2倍の格差が存在していること、さらに、不交付団体には社会保障給付支出の増加額を上回る地方消費税の増収が生じる一方、交付団体については、これが地方交付税の振替である臨時財政対策債の減少により相殺されることになる結果、不交付団体と交付団体の間の財政力格差がさらに拡大するといった課題が生ずる。そのため、今後も地方分権改革を進め、地方税源の更なる充実を実現していくためには、税源の偏在是正策を講じることが必要不可欠である。

このため、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を図る観点から、まずは、偏在性が小さく税収が安定的な消費税と偏在性が大きく税収が景気に左右されやすい地方法人課税との税源交換などについて検討すべきである。

さらに、ナショナルミニマムを上回る部分に対応する地方共通の財源を確保するための地方共同税や、地域間の財政力格差に対処するため、地方交付税の機能強化を図る地方共有税（地方交付税の特会直入化など）などについても、今後、検討すべきである。

(7) 社会保障・税番号制度の効果的・効率的な整備

社会保障・税番号制度の今後の具体的な制度設計にあたっては、適切な個人情報保護方策を講じた上で、効果的・効率的な整備・運用となるように努め、民間活用の実現に向けた検討を進めるとともに、番号制度が国家的な情報基盤であることを踏まえ、原則として国の負担により整備を進め、地方に新たな経費負担が生じることがないようにすべきである。

2 自動車関係税制の見直し

(1) 自動車取得税の見直し

自動車取得税については、平成 25 年度与党税制改正大綱において、消費税 8% の段階でエコカー減税の拡充などグリーン化を強化し、消費税 10% の時点で廃止する方向で改革を行うことは明記する一方、その代替財源については、消費税 10% 段階で自動車税において新たな課税を実施するなど、地方財政へは影響を及ぼさないとの方向が示されているものの、その具体的な措置が明記されていない。

自動車取得税は、道路特定財源として創設され、平成 21 年度に一般財源化された以降も、それを大きく上回る道路の維持・整備費の貴重な財源となっており、道路や橋梁、トンネルなどの老朽化に対する安全確保が求められる今日、都道府県及び市町村の重要税源として不可欠なものとなっている。

平成 26 年度税制改正に向けた検討にあたっては、地方団体の意見を十分踏まえ、都道府県及び市町村に減収が生ずることのないよう、安定的な代替税財源の確保と自動車取得税の廃止を同時に実施すべきである。

(2) 自動車税等の見直し

自動車税及び軽自動車税の見直しにあたっては、グリーン化の推進の観点に加え、これらの税が地方の主要税源であり、見直しによる地方財政への影響が大きいこと及び平成 25 年度与党税制改正大綱においても、自動車取得税の抜本的改革にあたり、消費税 10% 段階で自動車税において、環境性能等に応じた課税を実施することとし、他に確保した安定的な財源と合わせて、地方財政へは影響を及ぼさないとされていることとの関係等を十分に踏まえて、検討を進めるべきである。

3 地球温暖化対策のための財源の確保

平成 25 年度与党税制改正大綱において、「森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について早急に総合的な検討を行う」とされたことを踏まえ、今後の検討にあたっては、地球温暖化対策に地方公共団体が果たす役割を適切に反映させる制度として、地球温暖化対策のための税の用途を森林吸収源対策にも拡大するとともに、その一部を地方の役割等に応じた税財源として確保する仕組みを構築すべきである。

4 成長戦略の展開による地方財政への影響

成長戦略に基づく設備投資減税等が政府・与党において取りまとめられ、また与党税制改正大綱（平成 25 年 10 月 1 日）においては、法人実効税率の在り方について、今後、速やかに検討を開始するとされているところであるが、地方法人課税の税率引下げは地方財政に深刻な影響を与えるものであり、また、国税である法人税についても、その一定割合が交付税原資であるほか、法人住民税法人税割の課税標準でもあり、また法人事業税についても所得割の課税標準である所得等が法人税の所得の計算の例により算定されることから、その軽減による地方財政への影響が懸念される場所である。

このため、成長戦略に基づく投資減税や国・地方を通じた法人実効税率の引下げの検討等を行う場合には、政策減税の大幅な見直しによる課税ベースの拡大や、他税目での増収策による代替措置により、必要な地方税財源を確保することも併せて

検討し、地方の歳入に影響を与えることのないようにすべきである。

Ⅲ 地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保

1 一般財源総額の確保

偏在性の小さい地方税体系の構築を目指したとしても、地域間の財政力格差を解消することはできず、地方税源の充実に伴い地方交付税の役割は一層重要なものとなる。

かつて、三位一体の改革として地方交付税総額が大幅に削減されたことが、地方財政の危機に直結し、その後の地方の疲弊につながった。国の行政改革の取組みが不十分な中で、地方はこれまで、国を上回る徹底した行政改革に努めており、地方財政計画の策定にあたっては、これまでの地方の自主的な行革努力を十分踏まえるべきである。

平成26年度においても、東日本大震災の復興財源は別枠扱いとした上で、地域経済の動向等も十分に踏まえ、地域経済の活性化や雇用・就業促進のため地方団体が地域の実情に沿った対応が可能となるよう歳出特別枠を堅持するとともに、地方単独事業を含め、高齢化等の進展に伴い増嵩する地方の社会保障関係費の財源や臨時財政対策債の償還財源などを地方財政計画に的確に反映し、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保すべきである。

特に、地方交付税については、成長力の違いにより地域間格差が拡大する虞がある中、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されることが経済効果を地域の隅々に波及させるために必要であり、その総額を確保するとともに、法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを検討し、特例措置に依存しない持続可能な制度の確立を目指すべきである。

あわせて以下の取組みを進める必要がある。

(1) 中期財政計画に基づく一般財源総額の確保

「中期財政計画」においては、地方財政について、国の歳出の見直しと基調を合わせつつ、地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源の総額については、平成26年度及び平成27年度において、平成25年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとの方針が明記された。

一方、今後の予算編成においては、「中期財政計画」において、国・地方を合わせた基礎的財政収支について、2015年度までに2010年度に比べ赤字の対GDP比半減を目指すなどとされていることから、地方財政について、大変厳しい議論が行われることが見込まれる。

平成26年度地方財政計画策定にあたっては、社会保障と税の一体改革の実施による引上げ分の消費税収を充てることとされている社会保障の充実や消費税率引上げに伴う社会保障支出の増に係る地方負担の増はもとより、地方の社会保障関係費の自然増及び社会保障支出以外の経費の消費税率引上げに伴う歳出の増について、地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映すべきである。

地方が、地域経済の活性化、雇用対策、教育、医療、子育て支援や高齢者対策等の福祉、安全、国土強靱化のための防災・減災等の行政サービスを十分に担えるよう、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保すべきである。

(2) 歳出特別枠の堅持

「骨太の方針」及び「中期財政計画」において、地方財政については、国の歳出の見直しと基調を合わせることでされており、特に、リーマンショック後に創設された地域経済の活性化や雇用対策のための歳出特別枠などを、経済再生に合わせ、削減する必要があるとされている。我が国経済は緩やかに回復しつつあるものの、地方の中小企業を取り巻く経済環境は依然として厳しく、安定的な雇用も十分確保されていないことから、これらの財政需要について地方財政計画に十分措置すべきであること、また、そもそも地方が国の法令等により義務的に実施する事業や住民生活を守るために必要な地方単独事業について同様に明確に措置すべきであることから、これらの措置がなされるまでの間は、地方が責任をもって地域の活性化の取り組みを実施するための財政措置を堅持すべきである。

(3) 地方公務員給与の取扱い

地方公務員給与費については、平成25年度地方財政計画において、平成25年7月から9ヶ月間、国家公務員と同様の給与削減が実施されることを前提に地方公務員給与費約8,500億円（義務教育費国庫負担金等約650億円を含む。）が削減され、平成25年3月に地方交付税法が改正された。

地方の行革努力を適切に評価せず、地方の固有財源を国の政策目的を達成する手段として活用することは極めて不適切であり、地域経済再生に向けた取り組みを国・地方一丸となって進める必要がある中で、地域の消費腰折れを回避しなければならないとの観点からも、平成26年度以降は二度と行うべきではない。

(4) 臨時財政対策債の縮減と償還財源の確保

累増する臨時財政対策債については、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、臨時財政対策債の廃止や地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な改革等を行うべきである。また、その償還額が累増していることを踏まえ、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確実に確保すべきである。

(5) 地方交付税における「頑張る地方」の支援

「骨太の方針」の中で、地方交付税において、新たに、地域経済の活性化に資する算定を行革努力と地域経済活性化の成果の2つの観点から行うこととし、「頑張る地方」を息長く支援するため一定期間継続するとされている。具体的な制度設計に際しては、地方交付税が地方固有の財源であることを十分踏まえ、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保し、地方交付税の有する財源保障・財源調整機能を堅持した上で、国による政策誘導とならないよう、地域の実情等に応じた行革等の実績を的確に反映できる指標を用いるなど、地方が自主努力により取り組む行政改革や産業育成等の施策を支援する仕組みとすべきである。

(6) 東日本大震災からの復興への対応

東日本大震災からの復興事業については、平成27年度までの集中復興期間における復旧・復興事業の規模と財源を見直し、震災復興特別交付税などの財源確保が図られたが、今般、国の経済対策として、復興特別法人税の1年前倒しでの廃止について検討されることになった。東日本大震災からの復興事業が遅滞することはあってはならず、仮に実施する場合には、国の責任において新たな代替財源を確保し、復旧・復興事業が着実に実施されるよう、必要な地方の復旧・復興事業費及び財源について、通常収支と別枠で確実に確保すべきである。

2 経済状況の好転に向けた取組み

消費税率及び地方消費税率の引上げについては、先般、法定どおり平成26年4月から8%へ引き上げられることが決定され、併せて、景気の下振れリスクへの対応策として経済対策が取りまとめられたところである。平成26年度においては、消費税率の引上げによる駆け込み需要の反動など、経済への一定の影響が懸念されることから、平成27年10月の引上げに向けて、引き続き確実な成長軌道に乗せていくことが重要である。

したがって、地方まで十分波及していないアベノミクス効果を波及させることで、地域経済の底上げが図られるよう、地方にも実効性のある経済対策を講じるとともに、平成26年度及び27年度の地方財政計画の策定にあたっては、地方団体による地域の活性化、景気・雇用対策とその積み重ねが日本経済に大きく貢献していることを踏まえ、地方が地域経済対策を十分講じられるよう、必要な地方一般財源総額を確保すべきである。

あわせて、東日本大震災を教訓として緊急に実施すべき即効性のある防災、減災等のための事業について、地域の防災力を強化するための施設の整備、災害に強いまちづくりのための事業等に係る地方単独事業に係る「緊急防災・減災事業費」も含め、必要な総額を確保した上でできる限り速やかに実施するとともに、首都機能のバックアップを担う交流圏の形成や日本海国土軸及び太平洋新国土軸をはじめとした多重・分散型国土軸の形成など、国土構造の変革による災害に強い国土づくりのためのインフラ整備を積極的に進めるべきである。

3 基金事業等の取扱い

現在の緩やかな景気回復傾向を確かなものとし、地域経済を復調させるためには、引き続き、財政的な下支えが必要であり、地方においては、安定的な雇用が十分に確保されていない状況であること等に鑑み、今年度で期限切れとなる緊急雇用創出臨時特例基金はもとより、森林整備加速化・林業再生基金や地域医療再生基金など既に設置されている基金についても、これらの基金が地域の経済、産業、雇用などを下支えする効果があることを踏まえ、基金事業の進捗などに応じ、必要なものは基金を増額し、事業期間も延長するとともに、地方の裁量による主体的かつ弾力的な取組みが可能となるよう、要件の見直しを行うべきである。

あわせて、人口減少社会にあって、地域が有する多様な資源を有効に活用して産業振興と雇用の創出を図り、地域経済を再生させるためには、地域産業を支える人づくりが急務となっているという認識に立って、地方が地域経済再生の核となる人づくりを強力に推進できるよう、人材育成強化のための基金を新たに創設すべきである。さらに、女性の活躍促進による経済の活性化や、男女ともに働き暮らしやすい社会の実現に向けて日本の未来を創る女性の活躍を応援するための基金も創設すべきである。

また、経済活動の縮小や社会保障負担の増大など、近い将来国家的な危機を招きかねない少子化の進行を食い止めるために、地方が地域の実情に応じて進めている独自の取り組みを加速化し、創意工夫を活かした総合的な少子化対策を展開できるよう、自由度の高い基金を創設すべきである。

IV 課税自主権の活用等

1 課税自主権の積極的な活用

課税自主権は、憲法によって保障された極めて重要な権利であり、厳しい地方財政事情を踏まえて、独自の財源確保や地域における特定政策実現のため、その積極的な活用が求められる。

地方分権改革を進めていく上で、自治体運営の自由度をより一層高めていく必要があり、地域の特色、事情等を踏まえた地方団体の創意工夫を活かすためにも、住民の理解を得ながら、課税自主権のさらなる活用、拡充に取り組むべきである。

他方、課税自主権の発揮によって地方税源を量的に拡充することには、国・地方を通じ主要な税源が法定税目とされていることから自ずと限界があり、例えば地方の社会保障財源など歳出の基本を賄う手段としてはふさわしくないことに留意する必要がある。

2 課税自主権の拡大をはじめとする地方の自由度の拡大に向けた検討

神奈川県臨時特例企業税条例を違法・無効とした平成 25 年 3 月の最高裁判決は、地方の課税自主権があまりに狭い範囲に止まっていることを示したものである。現在の法律では、地方分権の推進や課税自主権の積極的な活用を図ることが困難と言わざるを得ない。

この判決の補足意見では、地方自治体が法定外税を創設することの困難性が示され、「国政レベルにおける立法推進に努めるほかない」と指摘されたことを踏まえ、地方の課税自主権の拡大を制度的に保障するため、関係法令の見直しの検討を進めるべきである。

その観点からも、平成 24 年度税制改正において導入された「地域決定型地方税制特例措置」については、地方の自主性を尊重するため、地域の実情に応じて適用の拡大を図る方向で検討することが適当である。

V 国と地方の協議の場における意見の反映

国と地方公共団体との役割分担に関する事項、地方行政、地方財政、地方税制その他の地方自治に関する事項等については、法定化された「国と地方の協議の場」における協議項目とされている。平成 26 年度地方財政対策や税制改正等についても、「国と地方の協議の場」の議題とするとともに、「地方税財政分科会（仮称）」を設置し、地方の意見を適切に反映すべきである。

【各論】

I 地方税制度（個別税目）の見直し等

1 個人住民税の充実確保

個人住民税は「地域社会の会費」として住民がその能力に応じ広く負担を分任するという性格を有している。所得税から個人住民税への 3 兆円の税源移譲により、従前にも増して地方の基幹税目として重要なものとなっていることを踏まえ、新たな税額控除の導入は厳に慎むとともに、生命保険料控除等の政策誘導的な控除の見直しを行うなど課税ベースの拡大に努めるべきである。

2 地方法人課税の堅持及び外形標準課税制度の拡充等

地方法人課税は、法人の事業活動を支える地方団体からの様々な行政サービス等に対して法人が応分の負担をするという大原則に基づくものであり、地方団体の重要な財源である地方法人課税についての安易な縮減などの議論は受け入れられないものではない。

また、景気動向に配慮しつつ、法人事業税の応益課税としての性格の明確化や税収の安定化の観点から、対象法人の資本金要件の見直しや付加価値割の拡大、課税標準である「資本金等の額」の企業実態の適切な反映など、外形標準課税制度の拡充・見直しを検討すべきである。

3 法人事業税における収入金額課税制度の堅持

電気供給業、ガス供給業などに対する収入金額課税は、受益に応じた負担を求める課税方式として、長年にわたり外形課税として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献していることから、現行制度を堅持すること。

4 日本銀行の国庫納付金の課税対象化

日本銀行の国庫納付金相当額を法人関係税の課税対象とすること。

5 社会保険診療報酬に係る課税特別措置の見直し

事業税における社会保険診療報酬に係る課税の特別措置の見直し（所得計算の特例及び医療法人に対する軽減税率の適用の撤廃）を行うこと。

6 個人事業税の課税の仕組みの見直し

個人事業税については、多様化する事業形態に対応して、課税の公平性を確保し、分かりやすい税制とするため、現行の課税対象業種の限定列举方式の見直しなど、課税の仕組みを抜本的に検討すること。

7 不動産取得税の特例措置の見直し

不動産取得税については、都道府県の貴重な財源であることから、標準税率引き下げの特例措置等を見直し、その安定的確保を図ること。

8 たばこ税の税率引上げと地方分の確保

国民の健康保持の観点からたばこの消費を抑制するため、たばこ税の税率を引き上げる際には、国と地方のたばこ税の割合が従来から1：1であることに十分留意し、引き続き、地方分の財源を堅持すること。

9 固定資産税の安定的確保

固定資産税については、地方団体の重要な基幹税目であることから、厳しい地方団体の財政状況を踏まえ、様々な軽減措置を見直すことなどにより、その安定的確保を図ること。また、償却資産に係る固定資産税については、償却資産の保有と市町村の行政サービスとの受益関係に着目して課するものとして定着しており、創意工夫により地域活性化に取り組んでいる市町村の貴重な自主財源を、国の経済対策のために削減するようなことはすべきではなく、現行制度を堅持すること。

10 ゴルフ場利用税の堅持

ゴルフ場利用税は、道路や上下水道、廃棄物処理等の地方団体が供給する行政サービスに対して、受益に着目した税負担を求めるものであり、ゴルフ場所在地における財政需要を賄う重要な財源であることから、厳しい地方団体の財政状況

を踏まえ、堅持すること。

11 航空機燃料譲与税の安定的確保

航空機燃料税の税率の引き下げ措置を延長する場合にあっては、航空機燃料譲与税は空港所在地における財政需要を賄う重要な財源であることから、厳しい地方団体の財政状況を踏まえ、その譲与割合の引き上げ措置も延長のうえ、その安定的確保を図ること。

12 地方独立行政法人に対する特例措置や非課税措置の拡充

地方独立行政法人の業務に博物館等が追加されることに伴い、博物館等の運営を行う地方独立行政法人に対して寄附金等を支出した場合にも、試験研究や病院事業等を行う地方独立行政法人と同様に課税標準の特例を適用すること。

また、地方独立行政法人の設立や合併にあたっては、国税の取り扱いと同様に、移行型・新設型などを問わず全ての設立形態に係る地方独立行政法人の不動産取得税や固定資産税等を非課税とすること。

II 地方交付税制度の見直し等

1 地方財政計画における財源不足額の適切な算定

地方財政計画上、地方交付税の算定基礎となる財源不足については、増嵩する社会保障関係費のほか、地域経済を取り巻く環境が極めて厳しい中、「日本再興戦略」を踏まえた諸課題への対応などの歳出を確実に積み上げるとともに、経済情勢を的確に踏まえて税収額を見込むなど、適切に算定すること。

2 義務的経費の交付税算入不足の解消

警察官や教員の給与費等の義務的経費について、基準財政需要額が決算額を下回る算入不足を解消するよう基準財政需要額を適切に積み上げること。

3 地方単独事業に対する確実な財源措置

近年、社会保障関係費が増加する一方、地方単独経費は抑制されているが、地方の厳しい経済雇用情勢を踏まえ、自主的な施策に必要な経費を適切に措置するため、少子高齢化の進展に伴い増加する社会保障に係る地方単独事業はもとより、それ以外の地方単独事業についても適切に財政需要を積み上げ、所要額の確保を図ること。

4 地域の実情に応じた適切な財政需要の確保

社会資本整備の地域間格差や、条件不利地域、大都市といった多様な条件を抱える地方公共団体の実情を踏まえ、必要となる投資的事業等の財政需要を適切に確保すること。

5 超過負担の解消

本来の負担割合を超えて地方が多額の負担を強いられている特定疾患治療研究事業などの地方の超過負担については、必要な法整備や所要の国費の確保を行うことなどにより、速やかに解消を図ること。

6 第三セクター等改革推進債の延長

今年度までの時限措置である第三セクター等改革推進債について、改革に着手しているものの、関係者との権利関係の調整等に時間を要しているものがあること等を踏まえ、一定期間延長するとともに、償還年限等の発行条件の弾力的な運

用に配慮すること。

7 公共施設等の解体撤去に対する財政措置

公共施設等の老朽化や人口減少に伴う利用需要の変化を踏まえ、地方公共団体が保有する施設の適正な管理を推進するために計画的に実施する公共施設等の解体撤去について、地方債の対象とするなど財政措置を講ずること。

鳥取力創造運動支援補助金（3次募集分）の審査結果について

平成25年11月27日

鳥取力創造課

NPO・ボランティア団体、地域づくり団体、企業等が取り組む地域づくり活動を支援する「鳥取力創造運動支援補助金」について、以下のとおり本年度3次募集分（募集期間：9月2日～9月27日）の審査結果を報告します。（平成25年度分の募集は全て終了）

1 審査結果

区分		応募	採択	交付予定額
スタートアップ型	新規	19件	15件	1,452千円
	継続	4件	4件	375千円
発展型（市町村連携コース）		1件	1件	1,000千円
ネットワーク（市町村連携コース）		2件	1件	2,000千円
計		26件	21件	4,827千円

※スタートアップ型の交付予定額については、提案中の補正予算成立が前提。

※各採択事業の概要については、別紙のとおり。

2 審査会の概要

	スタートアップ型（新規・継続） 10/22（火）	発展型・ネットワーク型（市町村連携コース） 10/27（日）
審査員	<ul style="list-style-type: none"> 加藤 典裕 (株) 中海テレビ常務取締役 河崎 妙子 レストランプロデューサー 河本茉莉那 鳥取大学大学院生 岡田 光弘 智頭町企画課長 福留 弘明 大山町観光商工課長 松岡 隆広 鳥取力創造課長 	<ul style="list-style-type: none"> 野田 邦弘 鳥取大学地域学部 教授 田中 仁成 (株) 新日本海新聞社 執行役員編集制作局長 中村 順子 NPO コミュニティ・サポートセンター神戸 理事長 倉持 裕彌 鳥取環境大学地域イノベーション研究センター講師 田原 明夫 鳥取県商工会連合会 産業支援部長 田中 規靖 未来づくり推進局長
選考方法	書類審査	書類審査及び公開プレゼンテーション
	<ul style="list-style-type: none"> 事業ごとに、地域性、公益性、計画の実現性等の項目について審査を実施。 審査員の評価点の合計が満点の60%以上の得点を得ている事業の中から選考。 審査員の合議により総合的に判断し、上位から順に採択事業を決定。 	

<参考>

・鳥取力創造運動支援補助金の概要

区分	対象事業	補助上限（補助率）
スタートアップ型（新規）	<ul style="list-style-type: none"> 新規、試行的な事業 従前の取組みを拡充する事業 	10万円（10/10）
スタートアップ型（継続）	前年度以前にスタートアップ型の補助を受けた取組みに工夫を加えて継続する事業	10万円（3/4）
発展型	発展型の取組みで他のモデルとなり地域の活性化に寄与する事業	100万円（3/4）
市町村連携コース	上記発展型の取組みで、かつ複数の市町村が関わり、市町村と地域住民が連携して成果を生み出す事業（2か年事業）	
ネットワーク型	複数の活動団体が協力・連携（ネットワーク化）して新たな成果を生み出す事業	200万円（3/4）
市町村連携コース	上記ネットワーク型の取組みで、かつ複数の市町村が関わり、市町村と地域住民が連携して成果を生み出す事業（2か年事業）	
ビジネスモデル創出型	地域活性化に資する取組みで、継続的に収入の得られる仕組み（ビジネスモデル）を確立する事業（事業実施のために雇用する人材の人件費も対象） ※今年度は募集を行わない（24年度事業の継続分のみ）。	500万円 ※うち人件費300万円（1年目3/4、2年目2/3） ※人件費部分は10/10

鳥取力創造運動支援補助金 平成25年度3次募集採択事業一覧

別紙

番号	申請団体 (市町村)	事業名	事業概要	金額	
				事業費総額	交付予定額
スタートアップ型(新規)					
1	株式会社ふるさと鹿野 《鳥取市》	鹿野発EVを使った"おもてなし"～EVシェアリング～	【実施日】平成25年11月～12月 【場所】鳥取市鹿野町 国民宿舎山紫苑 【内容】電気自動車1台レンタルし、観光客の2次交通として活用するための実証試験を行う。	112,750	100,000
2	鳥取市・森のおさんぽ会・風りんりん 《鳥取市》	鳥取市・森のおさんぽ会・風りんりん	【実施日】平成25年10月20日(日)より毎月2回程度予定 【場所】とっとり出会いの森、青島、安蔵など 【内容】小学校就学前の児童と保護者を対象に、自然の中で過ごし散歩やお弁当を楽しむ。地元の方にガイドをお願いしたり、一緒に食事などをしたりする交流を積極的に行う。	164,350	100,000
3	食物アレルギー児を持つママ&パパの会 LUCE(ルーチェ) 《鳥取市》	食物アレルギー児を持つママ&パパの会 LUCE(ルーチェ)	【実施日】平成25年10月～3月 【場所】パレットとっとり他 【内容】食物アレルギー対応の料理講習会、レシピ紹介、相談会、情報交換会等	121,500	100,000
4	ALKINIST吉田正仁講演会実行委員会 《鳥取市》	ALKINIST on トットリノススメ	【実施日】平成25年11月30日(土) 【場所】鳥取市内の飲食店を予定 【内容】リヤカーで世界一周の吉田正仁氏トークショー	125,000	100,000
5	とっとり森のおさんぽ会トコトコ 《鳥取市》	とっとり森のおさんぽ会トコトコ『寒中おさんぽの巻』	【実施日】平成25年12月8日(日)、平成26年1月19日(日) 【場所】空山ポニー牧場周辺(鳥取市越路大谷) 【内容】寒中散歩、野外遊び、たき火等	144,000	100,000
6	橋本建築 《八頭町》	果樹園と連携して放置竹林をなくす事業	【実施日】平成25年10月20日(日)～11月末 【場所】八頭町皆原、徳丸 【内容】皆原地内の竹林に置かれた竹チップをトラックに積み込み、果樹園に運搬する。運搬後果樹園内に竹チップを敷き、有機栽培により良質な果樹の生産に努める。	370,000	100,000
7	山陰リンクの会 《倉吉市》	プロジェクト 春夏秋冬「エコ野菜工場システム」	【実施日】平成25年12月～平成26年3月 【場所】倉吉市小鴨 【内容】室内で無理せず育てることができる野菜の水耕栽培を地域の高齢者、障がい者の方とともに行い、日々の取組を通じて植物の成長を楽しみながら、明るくなって戴くことで、地域の活性化につなげていく。	215,600	100,000
8	Toriフレンドネットワーク 《倉吉市》	Toriフレンドネットワークプロジェクト(在住外国人と日本人の共存社会実現をめざすための)	【実施日】通年 【場所】倉吉市 【内容】(1)定例会の開催と会への参加の呼びかけ テーマを決めて話し合い、情報交換を行う。(月1回通年) (2)在住外国人への母語による情報提供 小冊子、チラシで子育て、学校教育、各種免許制度などについて母語での情報発信。(不定期) (3)在住外国人について考えるシンポジウムの開催 在住外国人と日本人の相互理解を深めるためのシンポジウムを開き、課題について啓発を行う。(平成26年1月～3月)	115,000	100,000
9	琴ノ浦まちおこしの会 《琴浦町》	小泉八雲とアイルランド音楽のタベ	【実施日】平成25年10月20日 【場所】琴浦町八橋 原酒造酒蔵跡 【内容】八雲ゆかりの諏訪神社から主会場(原酒造酒蔵跡地)までアイリッシュバレード(地元住民、小中学生参加)を行い地域の宝を知ってもらう。最後に酒蔵跡でアイルランド民族楽器による演奏会と琴浦グルメを楽しんでもらう。	223,650	100,000
10	八橋振興会 《琴浦町》	八橋往来と伊能忠敬の偉業と測跡ウォーキング、及び伊能忠敬展	【実施日】平成25年11月9日～10日 【場所】琴浦町内 【内容】伊能忠敬の八橋地区測量200年にちなんだウォーキング大会、展示、測量ゲーム	300,000	100,000
11	斎尾庵寺検定実行委員会 《琴浦町》	斎尾庵寺検定	【実施日】平成25年9月～10月 【場所】琴浦町内 【内容】斎尾庵寺検定の実施(子ども向け宝探しゲーム)及びイベント(ミニ斎尾庵寺検定)	204,580	100,000
12	住まいるびとSANI N 《米子市》	キッチンエコ環境づくり事業	【実施日】平成25年11月～26年3月 【場所】米子市勤労少年ホーム、米子コンベンションセンター 【内容】住まいるの学び教室の開催、教室での学習で得られたエコイベントの開催	150,000	100,000
13	要約筆記の会「虹」 《米子市》	字幕付きプラネタリウム上映会	【実施日】平成25年11月10日(日) 【場所】米子市児童文化センター 【内容】既存のプラネタリウムに字幕を付けることで、聴覚障がいのある人たちにプラネタリウムを楽しんでもらうというもの。また、要約筆記の会の取組を紹介し、多くの人に理解を深めてもらうもの。	51,300	51,300
14	イケイケ百笑まっぷ作成実行委員会 《米子市》	イケイケ百笑まっぷ作成事業	【実施日】平成26年3月15日(土)ほか 【場所】東光園 【内容】安心安全なオーガニックな野菜やパン、それらに関わることを生業としている自然食品店や宿をまとめた地図を製作する。また、このマップを全国に広めていくための気運を高めることを目的とした発表会(講演会)を開催する。	305,000	100,000

鳥取力創造運動支援補助金 平成25年度3次募集採択事業一覧

別紙

番号	申請団体 (市町村)	事業名	事業概要	金額	
				事業費総額	交付予定額
15	Be myself実行 委員会 《米子市》	ナチュラルライフフェ スティバル Be m yselfの開催	①【実施日】平成25年10月26日(土) 【場所】米子市皆生海浜公園 【内容】ヨガ、エアロビクス、弾き語りライブ、各種出店、子育て相談・交流 など ②【実施日】平成25年12月7日(土) 【場所】子育て情報ステーションCHUCHU 【内容】ヨガ、バステルアート、各種出店、子育て相談・交流 など	140,000	100,000

鳥取力創造運動支援補助金 平成25年度3次募集採択事業一覧

別紙

番号	申請団体 (市町村)	事業名	事業概要	金額	
				事業費総額	交付予定額
スタートアップ型 (継続)					
1	鳥取三十二万石お城まつり実行委員会 《鳥取市》	名将「吉川経家」まんが展	【実施日】平成25年9月29日(日) 【場所】久松公園(鳥取市) 【内容】吉川経家の原画等パネル展示・郷土漫画家岩田廉太郎先生ぬりえ教室	100,000	75,000
2	智頭町森のガイドの会 《智頭町》	スノーシューガイド養成講座	【実施日】平成26年1月～2月 【場所】智頭町内の山林 【内容】スノーシューガイド養成講座、実際のツアーの案内、安全講習、ツアー作成ワークショップ等	182,000	100,000
3	無声映画『三朝小唄』を語り隊 《三朝町》	無声映画『三朝小唄』の伝承事業	【実施日】平成25年10月～平成26年3月 【場所】三朝町、米子市(出張実演) 【内容】(1)活動弁士の練習指導(指導者の育成を含む) (2)チラシ作成・PR(県内老人会、旅館→県外旅行エージェント) (3)漫画無声映画の購入・活用	147,250	100,000
4	とっとりおもてなし研究会 《米子市》	Cool Japon おもてなし体験学習	【実施日】平成25年10月～平成26年3月 【場所】平澤牧場(大山町)ほか 【内容】昨年度の研修成果を活かし、実際にお客様を迎えたモニターツアーを実施する。また、引き続きおもてなしガイドを養成するための勉強会を開催する。	162,000	100,000
発展型 (市町村連携コース)					
1	ムジークテアター・TOTTORI実行委員会 《鳥取市》	鳥取発!地域を元気にするわがまちオペラ文化の創設	【実施日】通年 【場所】鳥取市、智頭町ほか 【内容】智頭の山村を舞台に設定してのオペラ「エフゲニー・オネーギン」公演(平成26年8月予定)、オペラワークショップ(体験講座、ミニコンサート)による普及、広報(月1回程度)	6,400,000	1,000,000
ネットワーク型 (市町村連携コース)					
1	鳥取中部イノシシ産業化プロジェクト 《北栄町》	鳥取中部イノシシ産業化プロジェクト	【実施日】通年 【場所】倉吉市、北栄町ほか 【内容】鳥獣外防止対策の一環としてのイノシシ捕獲、イノシシ飼育規模の拡大(飼育施設改修)、イノシシ頭数・肉質の安定化と出荷・販売、地元グルメ化・産業化	6,491,525	2,000,000

